



う点が一つの背景にあつた、こういうふうに申し

上げることができます。

ある。具体的には証券・金融不祥事等をめぐる国会の諸議論等を踏まえまして、このような改正をするということにいたしましたわけでございます。

○沢田委員 もう一つですが、頑強に否定され  
意味はわかりますが、答申は平成二年なんです

平成二年に答申されてそれを了解して提案をしたというふうに考えるのですね。そうすると、それ以後における、今日の経済状況における

会社なり企業のあり方あるいは起こってきた犯罪、そういう経過、そういう反省点はこの法案の

中にはついに入ることにはできなかつた。これは事実の問題として認めざるを得ないのぢやないかと思うのですが、いかがですか。

○清水(進)政府委員 今回の改正についての法制審議会の答申というのはことしの二月にされていましたが、そこで、先生御指摘の平成二年の

法制審議会の答申というのは、平成二年一度におきまして商法改正が既にされているわけございま

す。いわばことしの二月にされた法制審議会の答申というのは、まさにそういういわゆるバブルの崩壊寺をあぐる企業の不祥事というものを十分こ

意識してこの答申がされているとどうも思う  
わけでございます。

たゞ、この基本的なスタンスといいたしましては、先ほど申し上げましたように、四十九年改正あるいは五六年改正によつて企業における監査

役の権限というのは十分に強化されましたがそれどころか、しかし残念ながらそれが適時適切に行使をさ

れるということにはならないのではないかと  
いうような反省がございまして、これを実効的  
に、有効に行使其得るようなシステムづくりをし

てみる必要がある、こういうような観点が非常に色濃くあらわれているのが今回の改正法でござい

具体的には、例えば監査役の任期を延ばしまし  
ます

てその地位の安定を図るとか、特例法の大企業につきまして監査役の員数を増加するとか、あるいは監査役会というような組織をつくりまして、一人で行動するよりか会議体として組織的に行動する方がその権限が行使しやすい、こういうようなことがあります。これは今日までの経済界におけるいろいろな不祥事を十分に意識しながら、バブルの崩壊等も含めまして法制審議会で論議がされたと考えているわけでございます。

○沢田委員 平成四年の四月に出されたのは、証券・金融の不祥事や日米構造問題、そういうようないわゆるものを受けて監査役、会計帳簿の閲覧、代表訴訟権が新たに加えられた。これはわかる。それでは、企業の社会的責任、株主総会制度の改善、役員会の改善、株主制度の改善、それからいわゆる公開の制度、合併・分割、最低資本制度、こういうようなものが当初言われてきたわけですね。一部改善されたものもありますけれども、そういう基本的なものでなくして、今回の提案が、さつき二つ言われたわけであります。企業の監査制度、株主の保護、資本の開拓といいますか拡充があつた。企業の社会的責任とか株主総会とか取締役会、監査会は別ですが、そういう分については今後も引き続いて改善をしていくというふうに受けとめていいわけでありますか。

○清水(進)政府委員 今回の改正、特に株主の権利の拡充の問題、監査機能の強化の問題、これは私ども商法所管庁として独自に問題意識を持つていた問題でございますけれども、同じような問題が日米構造協議でも提起されたということも当然であります。

先ほど委員御指摘のように、会社法のあり方につきましては、実は先ほどちょっと私触れました昭和四十九年改正の際に当委員会の附帯決議がございまして、企業の社会的責任だと、株主総会

のあり方だとか、企業のディスクロージャーの問題だとか、監査制度のより一層の強化というような問題が指摘されたわけでござります。そういうようなものを踏まえまして、先ほど御説明申しましたように、昭和五十六年改正が主として株主総会の制度の改善策に向けた改正であった、あるいは株式制度の改善、改革を目的とするものであつたと云ふことが言えよつかと思います。それから、平成二年度改正は、四十九年の当委員会における附帯決議で指摘されましたが改訂でござります。金制度を導入するということを主体とした改正であります。今回の改正は、そういう改正の延長線上の問題であるというふうに認識いたしております。

もとより、企業の社会的責任については今後とも私どもは商法の立場から考えていかなければならぬと思っております。この場合、企業の社会的責任についてどう考えるかということが非常に重要な問題でござりますけれども、今までの基本的な考え方方といたしましては、会社制度を整備いたしまして、企業がそういう会社法の諸制度を遵守して行動をすることを通じて社会的責任を果たすことができるようになります。つまり諸制度を整備することを通じて企業の社会的責任を全うせしめたいと考えるべきだと私どもは思つているわけでございます。そういうような観点から、今後とも会社法についてはなお検討しなければならない問題がたくさんございます。

さしあたって、私どもは現在作業として継続している問題といいたしましては、企業の合併・分割の問題、有限会社法の全面的見直し問題、さらには根本的には大小会社区分の問題というような大きな問題が残されているわけでございまして、そういうものについて現在法制審議会を中心といたしまして議論が重ねられている状況にあるわけでございます。

な問題も起きてくるだろうと思うのであります  
が、そういう形で引き続いてこれは改正へ努力をしていくことだと思うのです。  
これから私は質問をしていきますが、会社法、特に商法でありますが、日本の国の経済活動の重要な役割を占めている、こういう認識は一緒だとと思うのですね。これはつぶそうなんというふうな気持ちは毛頭持っていないのです。要すれば、公人という立場で社会的責任を持つて国民にある意味において奉仕をしてもらう、そういう立場で商社あるいは企業がそれぞれ行動をしてもらう、そういうのが大前提にあるだろうと思うのです。これは大臣もたまに立つてもらつた方が眠気が覚めるかもしれませんね、これは冗談であります。  
会社なりが社会的に持つ役割は何なんだろう。ただ物をつくってもうければいいということではないだろう。それなりに社会的に、また効果を分かち合う、そういう役割あるいは社会的な責任を持つている、そういうことが大前提にならないと日本の資本主義経済、自由経済は育ていかないと思うのですね。この点は大臣から、副総理という役割もあるわけありますから、日本のためにお答えいただきたいと思います。

○沢田委員 順は不同になりますが、現実の問題としては、例えば企業の貸借対照表、損益計算書がいろいろ新聞等に発表されます。これは定款で決められて出すわけですが、特別損失というのが出ますね。その特別損失という文字で中身がわかりますか。商法なりその他は、特別損失は限定されて一つ出ている。今はそうじやなくなってきているのですね。だから、特別損失と書かれて、あなたが一般の市民だったときに、これはどういう損失だったのかというのがわかりますか。

○清水(滋)政府委員 企業は法務省の定めるところの計算規則に従いまして貸借対照表あるいは損益計算書というものを作成しなければならない、

こういうことになつております。通常の場合には、当該営業年度の期間におきまして投じた費用とそれに対応する収益という形で経常の損益を計算するということになるわけですが、それ以外に、固定資産の売却損益その他異常な利益とかあるいは損失についてその内容を示す適當な名称を付した科目を設けて記載するという特別会計的に非常にわかりにくいという面があるわけですが、先ほど申しましたような異常な利益、損失についてその内容を示す適當な名称を付した科目を設けて記載をするということになつておりますので、だれにでもわかるということかどうか、それは私どもちょっと自信はありませんけれども、私もとしては一応の理解ができる、こういうふうには一応考えておるわけでございます。

○沢田委員 だから、いろいろな言い回し方をあなたはしていたけれども、特別損失、上がるわけですね。その中身が何だかわかりますか。特別損失ですが、今は非常に複雑なものが、株の損もあるかもしだし土地の損もあるかもしだし、あるいは今日のよくな価格の異常な暴落によって生まれた特別損失もあるかもしだし、あるいは出資し

て損したのもあるかもしだし、とにかく特別損失という項目にみんな入ってきているのですね。中身がわかりますか。ただわかるかわからないかだけ答えてもらえばいい。今度は聞くから、新聞に出てきたこの特別損失は何だと。

○清水(滋)政府委員 いろいろな異常な利益または損失の分類と申しますか、そういうものによつてこれをまず区分けして、例えば土地の売却損であるとか株式の売却損であるとかいろいろな形で細かい費目に分類されて記載されるということになろうかと思いますけれども、いずれにいたしましても、そういうことにつきまして明瞭に記載をしなければならないというのが一般原則としてこの計算規則にございます。そういう観点から、いわばわかるようには記載すべきものとされておるというふうに考へて記載されるわけでございます。

○沢田委員 今のはさっぱりわからないのですね。特別損失の中では少なくとも三項目とか四項目は最後の欄に、特別損失は土地なりあるいは株券なりあるいは詐欺に遭つた損失なり、とにかくその多くは項目ぐらいいは計上するぐらいの義務はあるのじやないですか。どうですか。ただ特別損失で包括的に計上すること自身は少しおかしいのじやないですか。

○清水(滋)政府委員 どこまで記載すればわかりやすくなるかという程度問題でもあるかと思いまますけれども、例えばこの計算規則の四十六条でございますけれども、附屬明細書の記載事項といふもののが定められているわけでございまして、その明細書には貸借対照表とか損益計算書及び営業報告書の記載を補足する重要な事項を記載しなければならない、こういうことになつておるわけでございます。

○沢田委員 だから、特別利益もありますが、特別損失などについては少なくとも重要なウエート

の三つくらいはその欄外に、当面私は欄外と言つておるが、欄外にでも、特別損失の主なものはこれとこれです、そのくらいは株主なり何かに、株主総会に行けばわかるのかもしだし、質問なんかできないから、結果的にはその程度は公表していくことがやはり企業の本当の姿をあらわいくということがやりますが、それで、その立場からも当然必要なことじやないです。

○清水(滋)政府委員 いろいろな異常な利益または損失の分類と申しますか、そういうものによつてこれをまず区分けして、例えば土地の売却損であるとか株式の売却損であるとかいろいろな形で細かい費目で記載されるということになろうかと思いますけれども、いずれにいたしましても、そういうことにつきまして明瞭に記載をしなければならないというのが一般原則としてこの計算規則にございます。そういう観点から、いわばわかるようには記載すべきものとされておる立場からも当然必要なことじやないです。

○清水(滋)政府委員 恐らく、損益計算書等に重要なものについては注記しろ、こういう御趣旨の御質問だと思います。附屬明細書で重要な事項を明らかにすることにはなつておりますけれども、これがすべての者に自由にいつでも見られるという状況ではございませんから、そういうような損益計算書等に注記をすることは一つの考え方として十分に検討に値する考え方だというふうに考えます。

○沢田委員 これは何も損失だけ言つておるのでなくて、利益の方もやはり、主な利益は株でもうけたのか土地でもうけたのか、あるいはどういうふうに特別利益が上がったのか、やはりそれも同じようにその三つくらいは知らしていくということが必要だと思うのですね。

ちよつと、今までいろいろ同僚議員からも出ていましたから、前に飛ばしというのがあつたのですね。これは大蔵などでは飛ばし、それから損失補てん、随分やつたわけです。この二つとも若干問題があるのですが、飛ばしについては、法律的に解釈すると、わざわざ済刑事局長にも来てもらつたのですが、飛ばしと損失補てんと二つあるのですが、性格は違うのですが、飛ばしは法律的にはどういうふうに受けとめておられるわけですか。

○沢田委員 だから、特別利益もありますが、特別損失などについては少なくとも重要なウエート

の飛ばしについて、あるいは詐欺罪等との関係もいくということがやはり企業の本当の姿をあらわす、全部出せばいいのだけれども全部は出せないでようから、主なもの三つくらいは計上するくらいのことは、法務省としても、国民の利益を守る立場からも当然必要なことじやないです。

○清水(滋)政府委員 恐らく、損益計算書等に重要なものについては注記しろ、こういう御趣旨の御質問だと思います。附屬明細書で重要な事項を明らかにすることにはなつておりますけれども、これがすべての者に自由にいつでも見られるという状況ではございませんから、そういうような損益計算書等に注記をすることは一つの考え方として十分に検討に値する考え方だというふうに考えます。

○沢田委員 これは何も損失だけ言つておるのでなくて、利益の方もやはり、主な利益は株でもうけたのか土地でもうけたのか、あるいはどういうふうに特別利益が上がったのか、やはりそれも同じようにその三つくらいは知らしていくということが必要だと思うのですね。

ちよつと、今までいろいろ同僚議員からも出ていましたから、前に飛ばしというのがあつたのですね。これは大蔵などでは飛ばし、それから損失補てん、随分やつたわけです。この二つとも若干問題があるのですが、飛ばしについては、法律的に解釈すると、わざわざ済刑事局長にも来てもらつたのですが、飛ばしと損失補てんと二つあるのですが、性格は違うのですが、飛ばしは法律的にはどういうふうに受けとめておられるわけですか。

○沢田委員 もう一つ、損失補てんは法律上どう受けとめていますか。

○清水(滋)政府委員 御指摘の損失補てんにつきましては、御案内のとおり一昨年のいわゆる証券不祥事の中でも問題は別途あるかと思いますけれども、基本的な事項は明瞭に記載されるということに制度上はなつてゐるというふうに理解しているわけでございます。

○沢田委員 だから、特別利益もありますが、特別損失などについては少なくとも重要なウエート

においては、第三者からの損失補てんあるいは第三者への利益提供による損失補てんの禁止という形で、その一部が犯罪に当たるとされたものとされていますが、そのくらいは株主なり何かに、株主総会に行けばわかるのかもしだし、質問なんかできないから、結果的にはその程度は公表しておられますのは、御指摘の飛ばしについて、あるいは詐欺罪等との関係もしくは第三者的に理解しているわけでございます。委員がお尋ねになつておられますのは、御指摘の飛ばしについて、あるいは詐欺罪等との関係もしくは第三者への利益提供による損失補てんの禁止という形で、その一部が犯罪に当たるとされたものとされていますが、そのくらいは株主なり何かに、株主総会に行けばわかるのかもしだし、質問なんかできないから、結果的にはその程度は公表しておられますのは、御指摘の飛ばしについて、あるいは詐欺罪等との関係もしくは第三者への利益提供による損失補てんの禁止といふふうに理解しているわけでございます。

○清水(滋)政府委員 まだわかるかわからないかだけ答えてもらえばいい。今度は聞くから、新聞に出てきたこの特別損失は何だと。

○清水(滋)政府委員 いろいろな異常な利益または損失の分類と申しますか、そういうものによつてこれをまず区分けして、例えば土地の売却損であるとか株式の売却損であるとかいろいろな形で細かい費目で記載されるということになろうかと思いますけれども、いずれにいたしましても、そういうことにつきまして明瞭に記載をしなければならないというのが一般原則としてこの計算規則にございます。そういう観点から、いわばわかるようには記載すべきものとされておる立場からも当然必要なことじやないです。

○清水(滋)政府委員 恐らく、損益計算書等に重要なものについては注記しろ、こういう御趣旨の御質問だと思います。附屬明細書で重要な事項を明らかにすることにはなつておりますけれども、これがすべての者に自由にいつでも見られるという状況ではございませんから、そういうような損益計算書等に注記をすることは一つの考え方として十分に検討に値する考え方だというふうに考えます。

○沢田委員 これは何も損失だけ言つておるのでなくて、利益の方もやはり、主な利益は株でもうけたのか土地でもうけたのか、あるいはどういうふうに特別利益が上がったのか、やはりそれも同じようにその三つくらいは知らしていくことが必要だと思うのですね。

ちよつと、今までいろいろ同僚議員からも出ていましたから、前に飛ばしというのがあつたのですね。これは大蔵などでは飛ばし、それから損失補てん、随分やつたわけです。この二つとも若干問題があるのですが、飛ばしについては、法律的に解釈すると、わざわざ済刑事局長にも来てもらつたのですが、飛ばしと損失補てんと二つあるのですが、性格は違うのですが、飛ばしは法律的にはどういうふうに受けとめておられるわけですか。

○沢田委員 もう一つ、損失補てんは法律上どう受けとめていますか。

○清水(滋)政府委員 御指摘の損失補てんにつきましては、これも一昨年のいわゆる証券不祥事の中でも問題とされまして、国会におきましてもその違法性とか、あるいは将来に向けての法規制のあり方にについていろいろな御議論があつたと承知しているわけでございます。

○清水(滋)政府委員 もちろん犯罪とされるのは法律によって構成要件が明確に定められた行為だけございまして、行為がいかに反社会的なものであつたといつましても、法律により犯罪として定められていないものにつきましては刑罰を科することができない、これを処罰するということはこれは申しますでなく罪法定主義の原則に反することになるわ

国会におきましては、今申し上げましたような観点から、いわゆる損失補てんとされるものにつきまして、証券取引法に明確に定義規定を置いた上で、そのような行為を罰則つきで禁止したというふうに理解しているところでございまして、この証券取引法の改正によりまして、今申し上げましたような禁止規定に触れる行為は犯罪であるということが定められたものというふうに理解しているわけでございます。

○沢田委員 遅まきながら禁止になり、それは社会的な不公正あるいは社会的な犯罪である。これは後でつくられたものであります、後でつくられたということは、同時に、その前の行為も好ましからざる行為であったと、いうことだけは言えるのではないかと思うのです。これは感想になりますが、後から法律ができたから前のがどうだというのじやなくて、それはやはり好ましいことではなかつたということを証拠立てたようなものだと、いうふうには一般的には言えるんじゃないかと思うのですが、どうですか、それは。

○済政府委員 先ほどちょっと申し上げました一昨年の証券不祥事の御議論の中で、今委員が御指摘になられたような觀点からいろいろな御意見があつたというふうに記憶しているわけでござります。もちろん、いわゆる飛ばしはあるとはいわゆる損失補てんの行為につきましても、いろいろな態様があるわけでございましょうから、一概に既存の刑事罰則でとらえられるかどうかということは、當時もいろいろ御議論があつたかと思うわけでございます。

今委員がお尋ねになられましたように、それぞれ、今申しまして飛ばし行為あるいは損失補てん行為にいろいろな態様のものがあるといつてしまして、その中に非常に反社会的なものがあるといつてしまして、その中でございましても、やはり法律で犯罪として定められたものでなければこれは刑罰を科すことができないというのは、これは先ほども申し上げましたように、罪刑法定主義の定めるところでございますので、そういうことも踏まえまし

て、先般の証券取引法の改正において構成要件を明確に規定して罰則を設けることとしたというふうに理解しているわけでございます。

○沢田委員 そういう場合の損失について補てんをするという契約は、民事契約であります。あつたことは確認をされましたか、されませんか。そのどつちかだけお答えください。損失補てんの方です。

○済政府委員 ちょっと私、委員のお尋ねを誤解しておりますようであれば御指摘いただきたいと思いますが、個々の事案において今委員がおつしやられましたような契約関係があつたかどうかということは、それぞれの事案によると思思いますので、必ずしも一概には申せないかと思うわけでございます。

○沢田委員 いわゆる契約があつてその義務を果たした場合と、それから証券会社が任意的に、あなたに損かけちゃつて申しわけなかつたということで提供をした場合と、それが会社であるか個人であるかはまた別として、それがいわゆる一定の裏づけがなくして行われたとすれば贈与になるんだろうと思うのですね。寄附になるか贈与になるかになるわけです。だから、それは一定の契約なしだけがなくして行われたとすれば贈与になるんだけれど、これが会社であるか個人であるかの判断をいたします場合に差が出てくる場合が

おりませんけれども、証券取引法上の新たに設けられた罰則との関係で申し上げますと、これは一般論として申し上げるわけでございますけれども、契約関係があつた場合ももちろんございましょうし、あるいはそういう契約関係がない場合ももちろんありますけれども、いずれにしろ、新しく設けられました証券取引法の五十条の三でございますかの新たな規定によって处罚されることとなつたというふうに理解しているわけでございます。

○沢田委員 損失補てんの方だけ一応いきますが、国税庁は、損失補てんで支払われたものは、さつき貸借対照表その他で言いましたが、これは特別利益に値するのですか。それとも、これは何の欄に計上される金額になるのですか。

○藤井説明員 お答え申し上げます。

今のは、損失補てんを受けた方の立場でございましょうか。個人、法人でもちん異なりますが……(沢田委員「出した方もありますよ」と呼ぶ)

実態に応じてそれそれでございますが、実際に有価証券の売買等を通じて、その差額として損益が出来る場合もございます。したがいまして、まさに取引に応じて個々である、非常にまちまちであるという状況だったと承知しております。

○沢田委員 やはり、私は帳簿上の処理、金の種類、色分けを聞いているのです。それで国税庁に聞いているわけでです。国税庁としては、そういう金はいわゆる特別利益と見るのか、あるいは、損失補てんですが、結果的には普通の会計に入れてしまつていうことなんですか。それとも、特別利益、こういう形になるのか、あるいは贈与になるのか。どういう位置づけであるのか、こう聞いて

おりませんけれども、証券取引法上の新たに設けられた罰則との関係で申し上げますと、これは一般論として申し上げるわけでございます。

○済政府委員 もし契約があつたとすれば、それは出された方はどうなりますか。それから、受け取った方はどういう形になりますか。

○済政府委員 そういった場合とない場合で、先ほど申しましたような条件に当たるかどうかの判断をいたします場合が

あると思いますが、私どもはその実際の取引で、そういういろいろな状況を現場で判断いたしました。あつた場合とない場合で、先ほど申しました、私どもが特定の顧客に特別の利益を供与したかどうかの判断をいたします場合が

出された方はどうなりますか。それから、受け取った方はどういう形になりますか。

○済政府委員 契約の有無につきまして、それが一般的論として申し上げますと、その判断をする上で、契約があつたかどうかということも一つの判断材料であるというふうに考えておるところでございます。

○済政府委員 結局、いろいろ聞きましたが、不労所得であることは、後の法律を持ち出すまでもなく、当時においても不労所得であつたことは間違いないのですね。いわゆる社会的慣行の法令あるいは契約、そういうものにかかわらず、特定の者が利益を得たのでありますから、不労所得であることは、理解がたいところなのです、法規上の問題はあるが、罰則規定がないということでこれは免れたということなのであります。税務上も、これは出した方が交際費ということなら交際費でいいですよ。全部交際費として処理すれば、それは

特定の顧客に特別の利益を供与したかどうかといふことで判断いたしまして、その実態に応じまして、例えば交際費等として処理する、こういうことになるわけでございます。まさに取引に応じまして、これは一般の損金ではなくて交際費である、そういう認定をいたすわけでございます。したがいまして、特別利益かどうかかということにつきましては、私どもちょっと承知していないということがあります。

○済政府委員 もし契約があつたとすれば、それは出された方が交際費ということなら交際費でいいですよ。全部交際費として処理すれば、それは

然そのことは課税対象になつていわゆる重加算税がついていく、こういうことになると思ひますから、それはそれで理解をいたします。

続いて、飛ばしなのですが、飛ばしは、損失を持っていた会社が次の人にやるのには契約がそれがあるのであるわけですね。それから、その契約があつて、受け取つたことにして片方は経理をする、その後どんどん次々といけば、それが連鎖反応を起していいくわけですが、両者だけやつたといつた場合にはこれは会計上の粉飾決算になるのではなあいか、こう思われますが、その点はいかがですか。

○清水(満)政府委員 いわゆる飛ばし行為がどういう具体的動機、態様で行われるかということをございまして、個々具体的な事実関係のもとで判断すべき事柄だと思いますけれども一般論として、本来利益がないのに利益を計上するための手段、あるいは本来は損失であるのに損失を隠ぺいする手段としてそのような決算をするということではござりますと、いずれまたそれが次の決算期にはこちらの方で高値で買いたくなればならないという気になるわけでござりますから、その結果として会社に損害を与えるということはかかるわけでございまして、一種の粉飾決算、不正経理に該当する場合もあり得る。ただししかし、これはあくまでも個別のケースによって判断をしなければならない問題ではないかというふうに思つわけでござります。

○沢田委員 その程度でいいです。全部が粉飾決算だと国会で言いつては、また問題が起きる。まあ九九%これは粉飾決算のためにやつたことでありますから、目的もそういうことであるし、そう措置されるのが当然だというふうに思います。

もう三月ですから、それで皆それぞれやつてゐるわけでありますから、あなたのおつしやつしたこと

そのまま大蔵省なり法務なりがそれぞれちゃんと適正にひとつ監視をし、またそれを執行してもらいたい、こういうふうに思ひます。

経理公開というのは、要するに、常に企業が公

正に国民とともに生きしていくという姿勢をあらわすための開示制度なのですね。何か間違いが起きた、会社の社長がいつの間にかかわって、責任をとりました、こういう形で事が済むものではないですね。ですから、本来ならば経理の公開、

ディスクロージャーというものはきちんとやつていかなくちやならぬ、こう思うわけであります。が、飛ばし、損失補てん、公開、こういうことにについては通産省としてはどういうふうに受けとめてどういう解釈をしているか。また、経理の公開、こういうものが今日的な課題で、世界的にも求められていることだ。外国人も株を買つてゐるわけですから、それを内密にしておくということはかえつて日本の保護主義につながる、こついうことにもなるわけでありまして、その辺は通産省はどういう立場で受けとめておられるのですか。

○梅原説明員 お答え申し上げます。  
まず先生の御指摘の第一点、いわゆる損失補てん問題についての私どもの考え方でござりますが、基本的にはただいまの法務省からのお答えと同じでござります。

一般論といたしましては、損失補てん問題については基本的には証券市場のあり方の問題ではないかと思います。証券市場のあり方については、証券業界のみならず投資家である企業の側においても、やはり社会的責任を有する主体としての自覚が非常に重要であるというふうに考えております。こういった考え方から、通産省としてもこのような企業の自覚を強く期待しているところでございます。

以上でございます。

○沢田委員 きょうは大臣が来ているわけではありませんし、期待をしまして、これからもいろいろ面で摩擦が起きてくるわけでありますから、いわゆる特例法による大会社について監査役会といふ制度をつくりました。これは法律に設けたわざでございまして、その職務とか権限あるいは監査役会の議事及び運営、そういうものにつきましては法律ですべて自足的に規定されておるというふうに私どもは考えておりまして、さらに政令とくに省令でこれについての規定を設けるということがあります。目下のところ考えてはいないわけでございまして、

理事会に諮つて決めるんだと、こういって

守るというのは、一方において自分も損することなんですから、一つを守るということは、今度は逆に一方が阻害される、こういうことにもつながるわけで、やはり貿易の自由化ということを言う以上、プラスとマイナスはついて回るものなんです。ですから、双務性を持つっているものだということを理解していかないと、うちちは得するが相手には損をかけても構わないという論理は、これはお互いの間でも通用しない論理なんですね。

それは耐えがたいものもありますよ。ありますけれども、それが自由貿易の基本なんです。ですから、そういうことはえてして身内に甘くなり外に對して強くなるという傾向なしとしないのです

が、それは公正な貿易とは言えないと思うのです。私の意見が特別なものもしかねぬが、選挙をやる身としては、えてして自分の身内に水を引くことになりがちなんあります。これは大臣も政治家ですから、そういうことを勇気を持っていかなければ正当な貿易にならない。下手に言うと過保護の子供になつてしまふ、こういうこともあるわけです。その点は若干他の委員の意見と違つかもしれませんが。私は、公正な貿易というのは双務性である、そういう前提で、資源のない日本がこれからも正常に发展していくためには、お互いに一方に犠牲が生まれることははある程度受忍していかなくちやならぬと思ってます。

次に、この法案の中身の監査役会に対しても、ようて企業の活動を市場メカニズムを通じてコントロールしていくということは、昨今叫ばれておりますコーポレートガバナンスという観点からも、我々としても一つの方向として期待しているところでございます。

と解釈しますが、その点どうですか。

○清水(満)政府委員 今回の改正によりまして、監査役会の権限を取上げるということではございませんで、監査役は本来そういった先生御指摘のような問題について、疑義を持てば必ずから

調査をする権限があるわけでござります。ただ、大会社の場合にはいろいろ業務範囲が多岐にわたりておりますので、監査役が効率的に監査事務を行えるように監査役会において分担を決めるとかあるいろいろな調整をする、こういうような意味で監査役会を定めたものでござります。

したがいまして、監査役本来の調査権限、これはあるわけでござりますから、御指摘のような問題、もしそういうような問題がござりますれば監査役としては独自に調査をすることができる、こ

ういうことにならうかと思います。

○沢田委員 その「いろいろな調整」というのは何ですか。これは法律用語でもない。その後何か役会を開いたとか、談合の場所にしてこれはうまくやつていいじゃいかというものの、私も監査をやつたこともあるけれども、そういうことになつてしまふのじやないですかな。監査役会

として今度行動するということになつてくると、まあこの辺はなんということになる場所をつくっていくということにも——独自の監査権がそのまま存在し、独自にやらせるという場合でなければ、例えば今回国の会計検査院のやり方だつて、ことは何を重点に置いて、全部やれるわけじゃないですかね。これは私の想像ですよ、私がやっているわけじゃないんですから。しかし、こととしているんだだけれども、いろいろな意味でそこで役会をつくるのは、ではそれは何のための目的を持つたものなんだ。政令も要らない、その他の通達も要らない、あとは監査会で勝手に決めなさい、こういうことですか、そうすると。

○清水湛 政府委員 商法というのは、法務省が例えは商法をもとにしていろいろな監督を、具体的に行政監督をするということを前提にはいたしております。要するに、組織相互間あるいは組織の構成員相互間の利害を調整する、こういう規定でございます。この監査役につきましても法律の条文に従いますと「その決議をもつて、監査の方針、会社の業務及び財産の状況の調査の方針その他の監査役の職務の執行に関する事項を定める」ということになつてゐるわけでございま

す。

具体的には、先ほど申しましたように、大会社におきましては三人以上の監査役が今度置かれるわけでございますが、各監査役が役割を分担する、あるいはそれぞれ調査した結果を持ち寄つて相互の調査を相補う、あるいは会社の業務についての必要にして十分な認識を共通する、相互の意見の内容や根拠について相互に検証し合う、こういふようなことによつてより監査の質を高めると申しますか組織的な監査をして、会社に対しまつと言つべきことは言つ、こういうことでこの監査役会の制度を設けたわけでござります。具体的な監査役会の招集とか会議の運営等について

は、別に取締役会に関する商法の規定を準用するという形になつております。

さらに、その細目について監査役会でいろいろなルールを決める、これは妨げられておりませんのであるいはそれを監査役会が独自に規則をつくるということもあろうかと思いますけれども、基本的な株組みというのは今回の改正法の中で充足をされている、こういうふうに言つていいと考えているわけでござります。

○沢田委員 私がこんなものを持つてきたのは、この百分の三でどれだけのデイスクロージャーができるのかということを、大手というのも上場している大体この部分を言うんでしようから、ちょっとこうやって見た。ところが、果たしてどれだけの効率が上がるのか。大体二社ぐらいなんですよ。三社から五社。

一つというのは、例を挙げていいかわからぬが、ある会社が出資しているわけですから、その会社はその人以下あと三%以上持っている人はいない。だからその百分の三でいいですよ。一歩譲つていよいです。そのかわり、上位十位の株主はその検査権を百分の三とみなすとか、一つしかないのに、何もないのですから効率が出てこないのであります。五〇%以上持つていれば、あとは皆二%台しか持つていないとすれば、この法律の効果は出ない。だから、せめて百分の三の効果は、逆に言えれば上位十社はそういう権限を持つというようなことです。がつけ加えられなければ余り効果がない。私もちょっと見見たが、一社しかないのが大分あるんですよ。どこまで大手と言つか、これがだんだん普段及されてくるんだろうと思うのですが。昔の会社はなおさらなんですね。大体出資者がほとんど持つている。

今後できてくる会社はなるべく多く資本を集めなければいけません。それでも二・七とか二・六とかということになるのですね。銀行あたりだつてそうですよ。ですから、このデイスクロージャー、せっかく民事局が骨を折ったんだけれども、やはり抵抗が相当多かつたんだと思うんだ

ね。帳簿の閲覧というのは、だから一段階に分かれただうだったのかという気もするのですね。いわゆる監査人が見るような帳簿の種類のものと、一々出張の先まで調べていく見方をするのかどうかということ、そういうものと違うと思うのですね。全体の経理とかそういうものの見ていくのと個々の見ていくものとを分ければ、そうすればもつと効的なものになったのにという気がする。ですから、せっかくつくってよくなつたような気がして見たら、結果的には自分の出資元しか見られないということになつてしまつたのは、これはいけない。画策点睛を欠きますね。だからこの施行に当たつては、上位十社ぐらいがやはり見られるというぐらいたな任意性を持つてもらつた方がよかつたんじやないか。民事局長の答えはわかるよ。いいよ。だけれども、大臣、わかるでしよう、言つている意味は、つくつてみたけれども、ちつとも役に立たない。役に立たないといふか、だからせめて十社ぐらいは、上位十人ぐらいの株主はできる、それでなかつたら社会的責任を果たしていくというチェック機能が果たせなくなつてしまふ、そういう意味なんです。

いる。まあ税金は取っているでしようけれども、これだってわかりやしないけれどもね。とにかくそういうのもある。だからチェック機能というのはやはりもう少し厳しくしていく。大体答弁はわかりますからいいですよ。いいですけれども、そういう機能を持たせなければ意味をなきないということを言っているわけですから。もし何だたら、調査権の範囲の企業の秘密もあるわけですから、これはいいですよという中で決めたらいいと思うのですね。

どうですか。答えますか。

○清水(滋)政府委員 株主の帳簿閲覧の持株要件を今回十分の一から百分の三に緩和したわけでござりますけれども、この緩和自体についてもいろいろ議論がございました。これは日米構造協議でも問題になつたわけでござりますが、日本には、御承知のように株式会社だけでも百三十万社あるわけでございまして、大中小それぞれにおいていろいろな株主の分布状況があるわけでございます。

大会社だけについて見ますと、これは百分の十持つ会社なんというのは、そういう株主がいるというのは大変少のうございまして、私ども、例えば「会社四季報」という雑誌がございますから、それを丹念に洗つてまして上場会社約二千社について調査いたしましたところ、これは概数ですが、十分の一だと、これに該当する株主の数といふのは千三百ぐらいだ。これを百分の三にしますと一万二千、約十倍になるというような、これは余り根拠が確かとは言えませんけれども、大体そんな感じを持つております。

そういうような株主の帳簿閲覧権の要件緩和ということをございますけれども、基本的には、我が国の会社制度は、株主総会で選任された監査役が株主にかわって会社の業務執行を監査するというシステムをとつておりますので、株主の直接そういう監査機能についてはやや厳しい要件がアメリカ法等に比較いたしますと定められておるということが言えようかと思います。アメリカの場合

すれど、一株でも持つていればこの閲覧権がある  
というようなことが言われてゐるわけでございま  
すけれども、その辺は制度の違いが根本的な前提  
としてある。こういうふうに私どもは考えるわけ  
でございます。この百分の三をさらに将来どうい  
うふうに緩和していくかというようなことにつき  
ましては、その実態等を踏まえながら今後検討、  
研究する必要がある問題かもしれないというふう  
に思つてゐるわけでございます。

たってとても発言する状況はないのですから。そうすれば、監査役会が必要と認めたものについて回答をしていいってやる。それは本人に、質問者に対してですよ。何も公表しろというのじゃないのです。その程度の機能を生かしていいって、それがたくさん世論で集まるようなら今度は株主総会で聞いてくれということになるでしょうし、あるいは違った方法がまた生まれてくるかもしれませんし、監査役はその質問によつて自分の監査の場

ども、大いにやつてしかるべきではないかといふうに思うわけでございます。

調和を図っていくこと」とはある意味で大変大事なことだということと、こういった議論に積極的に参加をしていきたい、そういうふうに思っております。

○**沢田委員** その程度で事が済めばこれは簡単なんだが、そういうかぬのじゃないかと思うのですね。

これはなぜ今大蔵省が答えたのかわからぬが、損益はまた別ですよ。損益は別ですが、会計基準で

○沢田委員 続いて、監査役会に対する質問権なんですが、株主は、本当は総会に行つてしゃべれと言えばいいのですが、大体十五分か二十分しかたたないで株主総会終わっちゃうのですから。例えば今言つた損失補てんとか飛ばしとか、そういうことについて株主が監査役会に対して質問をするということを、これは何も制度、法律改正とかそういうものでなくていいと思うのですが、そういう形で可能にする道はありませんか。

面を広げていくかもしれませんからね。情報かも  
りませんから。

そういうことで監査機能を強める。やはり国民  
というか投資者参加という中の監査機能、そういう  
う意味においては国会における質問通告と同じよ  
うにそういうものを出して答えてもらう。何も公  
表しろといふのじゃないのですから。これはます  
いいと思うのは監査役会で決にすればいいわけです  
から。これはお答えできません。そういう機能を  
多く発達させていくことが必要だ。

わゆる資産勘定もいろいろ変わつてくるわけです  
が、これも外国からはいろいろ言われている条件  
なんですね。

ですから、こういう状況をそのままにしていける  
かどうかということは非常に難しい、税制上も  
難しいのですが、原則的に見ればIASCに参加  
した経済の仕組みといふか会計の仕組みをつくら  
なくちやならぬ。そういうことについて、これも  
一挙にいけるいけないは別問題として、原則的に  
どうお考えですか。

を採用するかどうかは、やはり大蔵省ですか、財政監督官は。所管は大蔵省、ああそうか、首を縊に振つてゐるから、そう。しかし、これによると法務省よりも十分関係があると思ってどうなのかな? うにお伺いしようと思つたら、大蔵省なら私の委員会ですから、自分のところへ行つてまたやりますからそろそろこれで打ち切りますが、法務省は関係ない、こういうことでいいですか。

○清水(港)政府委員 関係がないということではございませんで、なんだろうと私ども思つわけでございません

してということはこれはちょっとと考えられませんけれども、株主総会に監査役は出席をして、そして株主の求めに応じて株主総会において説明をする義務を負う、こういうことになっているわけでござります。したがいまして、この株主総会における説明義務というのは、これは監査役会が説明をするのではなくて、あくまでも各監査役が基本的な監査権限を持っていてるわけでござりますから、各監査役の義務としてこのような株主の質問に対しても答えるをする義務がある、こういうことになるわけでござります。

○清水(憲)政府委員 私、先ほど法律的な制度を述べたわけでござりますけれども、監査役といふのは日常会社の業務を監査しておるわけでございまして、そのために使用人に対していろいろな報告を求めたり説明を求めたりといふことをするわけでございます。それと同時に、株主の方からあるいは場合によっては社員の方から、こういつた点について問題があるから監査役会はどう考えておるかあるいは監査役はどう考えておるかといふようなことを、これはいろいろな形で意見を述べたわけですが、これは原則的にどうですか、これは。

○西方説明員 ただいまお話のございました国際会計基準につきましてでござりますけれども、日本、米国、ヨーロッパ、各国の会計基準につきましては、それぞれ違があることは事実でございます。会計基準の調和を目的として一九七三年に設立されました、各国の職業会計士の団体から成っております国際会計基準委員会というのがございまして、これは強制力がございませんけれども、現在国際会計基準の設定につきましていろいろな議論をやっている、そういうような状況でございます。

商法の三十二条に「商業帳簿ノ作成ニ關スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」、こういうことになつております。ここで言う「公正ナル会計慣行」というものの最も代表的なものがいわゆる企業会計原則、これは企業会計審議会で定めるというか、そこで検討されておる企業会計原則だらうと思います。今大蔵省のお答えになつたのは、そういう企業会計審議会における企業会計原則と国際会計基準との関係という面からとては大蔵省における研究検討を踏まえまして

○沢田委員 それはわかっているのですよ。だけれども実効性がないでしよう、今日。実効性がなきから、その窓口を幾らかでもあけていくためには、チェック機能を果たすために、株主が文書で例えば監査役会に質問を出す。それは任意的なものですから、監査役会が取捨選択をしてもらつて結構なんですよ。そして、これは必要だと思つたら、その質問者に対してこういうことなんですということを説明していく。株主総会に出ていつ

べ、あるいは質問をするということは事実上大きいにあつてしかるべきだというふうに思います。それに対し監査の方で、そういう指摘を受けてこういう方針で監査をしてみようとか調査をしてみよう、こういうようなことがまた次の行動として出てくることも考えられるわけでございまして、監査の目的を達成するために必要なその種の事実上の質問とかいろいろな意見の申し出といふのは、これは事実上の問題だとは思いますけれども

我が国もこういった議論の推移というのは注目しておられるところでございます。また、国際的にもこの国際会計基準委員会における作業を踏まえまして、これは今度証券の監督者の会議がございまして、IOSCOといつておりますけれども、そういった場でその委員会の成果を踏まえながら議論される見通しになっているということでございまして、私どもいたしましても、国際的な会計基準の

それが我が國の商法の中に「公正ナル会計慣行」として、「斟酌」され得るものになつてくるのかどうか、こういう意味では関係がある。こういうふうに私どもは考えておるわけでござります。

○沢田委員 いろいろ議論の中身は、本当にこれだけでも全部使われるような議論なんですが、そういうことを考慮しなければならない段階に来つたある。そういうことを申し上げて、大臣もそうなんですが、そういう意味において今のような

例えばマッカーサーがいたと言つてゐるところが三千五百万で今でも帳簿価格になつてゐると言わられるようなことがまかり通つてゐる会計では国民はだんだん納得しなくなるということを私は言おうとしているわけでございますが、その点は今後

ひとつ期待をすることにしてこの程度にしておきますが、大蔵省の方でこれはまた進めていただくということにしたいと思います。

続いて、これは国税の方もかわり合いを持つんですが、要すれば社債の管理会社は手数料はどうぐらい取るんですか。

時間がないから簡単に聞いておきます。

○東説明員 先生の御指摘は現行の受託手数料の水準、こういう趣旨だと理解しておりますが、この受託手数料につきましては、基本的に個々の起債の都度発行額あるいは当該社債の格付等を踏まえまして発行会社と受託会社との間で個別の交渉により決定される、こういうものであると理解しております。このような受託手数料につきまして現状の水準、こういうことでございますが、一つの資料といたしまして公社債引受協会の資料、こういった資料に基づきまして見ますと、例えば発行総額が五百億円かつ年限が七年物の社債、こういったケースにつきまして、日本の場合は受託手数料は一億五千五百万円、五百億円に対し一億五千五百萬円、こういう水準でございます。

○沢田委員 一般的の預ける方はどのぐらいの程度なんですか。社債を持ってる個人が預ける方は。これはゼロですか。

○東説明員 質問の御趣旨を必ずしも私自身よく理解しているかどうか定かではございませんが、社債権者が受け取ります利率、そういう面でどちらますと、そのときの金利水準のいかん年限のいかんにもよりますが、例えば六、七%とかあるいは五%とか、そういうたった水準にならうかと存じます。

○沢田委員 結局任意制は認めないんでしょう、個人の任意制は。社債会社に預けないとということはこれは義務的なことだ、大体こうなつておるよ

うですね。その辺の問題が一つあるわけなんですね。その辺の問題が一つあるわけなんですね。

○東説明員 私ちょっと誤解しておりましたよう

で、預けるという御趣旨が社債の管理、社債の請

求とかあるいは償還金の受け入れとか、そういう

た社債管理機能につきまして現行商法のもとであれば受託会社を経由して社債権者が処理するかどうか、こういう点だと思いますと、現行商法の

もとではそういう社債の受託会社を置くかどうか

か、これは任意になつております。かつ、先ほど申し上げました受託会社が受け取る手数料でござ

いますが、これは発行会社が右代表で受託会社に支払う、したがいまして社債権者が直接にお金を払う、そういう関係ではございません。

○清水(滋)政府委員 預けるという趣旨でござ

ますけれども、今回の法律で社債権者保護のため

に設置を強制しております社債管理会社が社債券を預かるということは予定しておりません。つまり、社債管理会社が社債を預かるということはない。

したがつて、もし社債をどこかに預ける、あるいは証券会社が保護預かりで預かるというよう

なことがあるのかもしれませんけれども、管理会社が預かるということは想定をいたしていないわ

けでございます。

○沢田委員 ある会社が社債を発行する、そして

私たちが買います。買った社債は当然私のもへ

来ますね。それは管理会社に預けなくていいの

ですね。任意制なんですね、あくまでも。もし預けた場合、幾らの手数料が一年なら一年、半年な

ら半年で取られるのですか。一番初步的なものを聞いてるのであります。

○東説明員 預かりという御趣旨が、先ほど私

ちょっと舌足らずだったかもしれませんけれども、社債の償還につきましてもろの管理権能があるわけでございますが、その管理権能を社債権者みずからが行使せずに受託会社がかわって行使する、これが現行の受託会社の機能でございます。そういった機能につきましては、これは現行に証券会社が例えば保護預かりをするについてど

的に社債券そのものの保護預かり、こういう関係もございますが、その保護預かりの関係と受託会社の機能とは基本的には別途のものである。そういうふうに理解しております。

○沢田委員 これは念のためですが、募集の受託会社は銀行または信託会社でなければならない、

こういうふうになつていますから、結果的には、ある会社が委託をするのは銀行か信託会社にならぬ。これは施行法でこういうことになつてゐるの

ですね。それはもう決まつてることだ。ただし、会社が委託をする場合にはそうだけれども、それからもう一人、投資家というか社債の購入者はそれはどこに置こうと自由である、そういう

ことに理解していいですね。それではまた、もし銀行または信託会社に請求した場合は手数料は幾ら取られるのですか、こう聞いてるわけです。

○清水(滋)政府委員 現行法では社債の募集について受託会社、委託募集をする会社というものを預かるということは予定しておりません。つまり、社債管理会社が社債を預かるということはな

い。したがつて、もし社債をどこかに預ける、あるいは証券会社が保護預かりで預かるというよう

なことがあるのかもしれませんけれども、管理会社が預かるということは想定をいたしていないわ

けでございます。

○沢田委員 ある会社が社債を発行する、そして

私たちが買います。買った社債は当然私のもへ

来ますね。それは管理会社に預けなくていいの

ですね。任意制なんですね、あくまでも。もし預

けた場合、幾らの手数料が一年なら一年、半年な

ら半年で取られるのですか。一番初步的なものを聞いてるのであります。

○東説明員 預かりという御趣旨が、先ほど私

ちょっと舌足らずだったかもしれませんけれども、社債の償還につきましてもろの管理権能があるわけでございますが、その管理権能を社債

ういう手数料を取るかというのは、これは別途の問題だらうと思います。

○沢田委員 これも後の同僚の議員に残りは任せます。

そこで、国税庁、この会計基準で棚卸資産の、

こういう物価が非常に異動をしているときに、今

の時期は物すごく、半分の、四割引きとか何かになつてきてるんですね。今あるパソコンにして

もテレビにしてもそうですが、皆四割ぐらい引いてある。そうすると、三月三十一日決算のときに、

棚卸資産として見ると、現実に売り出すとすれば四割引きで売らなくてはならなくなつてく

る、しかし会計上は取得価額であるところのもの

をもつて棚卸資産に計上していくわけですね。四月一日に出せば四割差し引かなくてはならない。

もしあなたの方で三年後あたりに見に行く、その

ときにはそういう今の事情というのはどういうふ

うに理解することが可能なんですか。また、どう

月一日に出せば四割差し引かなくてはならない。

いう受けとめ方で棚卸資産を確定するわけですか。その点ひとつお答えください。

○藤井説明員 お答え申し上げます。

御指摘は棚卸資産一般の話。原則として、御案内とのおり原価主義ということでやつておる、税法上もそういう考え方でやつておるところでござ

ります。評価につきまして、私ちょっと今詳細な

あれを持つておるわけではございませんが、実態に応じまして、著しく減価した場合の評価がえの

規定期はもちろんござります。そういった税法上の規定を適正に執行していくということでございま

す。

○沢田委員 細かいことまで事前通告してありますんでしたから若干不十分な点は免れませんけれども、これは検討してください。

もう一つ、通産省お帰りいただきないでいるから、よく我々議論するLPガスの板で囲つてある

ものですね。あなたは担当じゃないからわからぬかもしれない。あれは減価償却七年なんだ、板で囲つてあるのが。そんなばかな話ないでしょ。板でちょっと囲つてあるのが七年なんだ。こ

く。  
へど、直ちに通じて、どうぞ、三つ、四一千

れは大蔵省もそつ見てゐる。こんなばかな話ないんだ。板は何のためにあるのかと今通産省の保安課長に聞いたら、回答が来ない。あれはプロックでつくつてある場合が七年なんだろうと思うのです。だけれども、果たしてあれで何を守るのが、何のためにあるのか。あなたらは通産省だから、知らないから、これは大臣だけに言つておくことなんだ。そういうのがある。

それからもう一つだけ、これは大臣に言つておかなくてはいけない。これは警察の方に言つてお

今度 造路交通法が変わりましたして 四十キロ  
オーバーすると反則行為であるというふうに変わ  
るんですよ、高速公路は、高速公路、標準が六十  
キロなんですね、首都高速あたりは、それから、  
ほかのところは大体八十キロなんです。そういう方  
と、百二十キロというのが限界だ、反則行為にな  
ります、こういうことなんですね。遅い方も取り  
締まらないと、三車線のうち一車線は、非常に優  
雅な方々が占有していっているわけです。急がず  
騒がずゆっくりとという人が一車線行って、あと  
の二車線の中で急いでいる人が走っている。だか  
ら、上も縛るなら下も縛らないと道路の円滑を行  
動ができないんです。

大臣が元々そうだったから、来てもらっているから言つておくんですけれども、やはり円滑な運営というと、よく十七号でも、その他もそうですが、五十キロで行けばずっと青で行けますよと。今度でききましたね。そういうつもりで流れをよくするということが道路交通の基本だと思いますよ。刑事局長の方の関係か、法務大臣の管轄だから言つておいてもらいたいのですが、要するに円滑な運営のためにどうしたらいいかとことで考えてもらうことが重要な課題です。大臣、そうですね。だからうんと遅いのも困る。

の担当は十分をうながすを西廻してほしいと思ふんです。  
最後になりましたが、国税庁、さつき言つたものを、損失補てんの分については課税対象となるかどうか。それから、飛ばしの分について、粉飾決算のおそれはあるという結論は出たけれども、その点についてどういう措置は講ずるか、その点の決意のほどだけひとつ聞いて、私の方は、若干早いのですが、まだ時間もありますが、次の方をおられますから終わりたいと思います。  
国税庁の方からこのお答えをいただきたいと思います。まだ大臣には一つありますから。  
○藤井説明員 お答え申し上げます。  
先生御指摘の飛ばし、損失補てん、それぞれ必ずしも定義がはつきりしていないという面もござります。

卷之三十一

の執行に当たる行政官が適切にやるべきではないれば、まさに抜け穴になるだけで意味がなくなるわけではありませんから、その効果を適正たらしむるためには御努力をいただきたいというふうに思います。あと、商法のいろいろ問題になつた点は今後も引き続いて御検討をいただくということと、今通の問題とかその他にも触れましたけれども、大臣その他を含めて一応それぞれの分野において御検討いただきたい、こう思いますが、いかがですか。お答えを聞いて、終わりたいと思うのです。

○後藤田國務大臣 おっしゃることはよくわかりますので、さよに心得ております。

○沢田委員 では、終わります。

その改革の切り口としては、今一番国民の不信を買っているのはやはり政治と金の問題でございましょうから、政治と金の問題についてのけじめといふものをはつきり切る、それと同時に、なぜそういうなつたかということになると、現行の中選挙区制度のもとにおける同士打ちといったようなことが大きな原因になつておる、さらにはそれを背景にして常日ごろの政治活動に大変金がかかり過ぎる、こういうことであろう、こういうことを考えまして、平成元年の五月二十三日に、当時の総裁として下さったございまして、答申と、そしてその抜本改革である、私はかように考えておるのであります。

支払い側、受け取り側それぞれの課税処理を行なっていますが、それぞれの取引の実態に応じまして、ということになるわけでございます。私どもとしては、あらゆる機会を通じまして有効な資料情報収集に努めまして、そういうものの分析を進めて、課税上問題があるという場合には、実地調査を行うなどによりまして、今後とも適正な課税処理に努めてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○沢田委員 これも社会的な公正を期すための二つの道であります。どんな法律をつくろうと、その執行に当たる行政官が適切にやらなければ、十

いろいろなお話をもつたやい報道ではお伺いをしておるわけでござりますが、政治改革についての見解をこの際お伺いをしたい、こういうように思ふわけであります。

○後藤田國務大臣 私は、四年前から党員として政治改革の問題に取り組み、今まで法案を提出しておる内閣の一員でございます。

政治改革というのは、基本的には議会制民主主義の活性化、そして健全な与野党間の対立の中で当面するいろいろな政治課題を国民の要望に沿うような形で、議会政治のもとでそれが達成できるような改革の仕組みをつくつて、これが反対

○草川委員 公明黨の草川であります。  
商法等の一部を改正する法律案の審議に入る前に、ちょっと大臣に政治改革についての決意のほどをお伺いしたいと思うのです。なかなかこういう機会がありませんので、後藤田さんにお伺いしたいわけです。  
後藤田大臣は、大平内閣のときにも自治大臣をやられましたし、中曾根内閣のときにも内閣官房長官など重要な職責を果たしておみえになるわはあります。その後自民党的政治改革本部長の代理を長く務められてき、また最近では副総理という大変な要職につかれたわけであります。  
何か、お話によりますと、首相からも、政治改革の問題で政府と党の間に立ってやってほしい

れを政治改革大綱として自由民主党としては一応の党議決定をし、過去の四回の選挙で国民にその実現の公約をしておるわけでございますので、我々といたしましては、何としてもこの公約を守るということが、これは政党なり政治家にとっての国民に対する一番守らなければならぬ基本の責任であろう、私はこういう考え方を持っておるものですから、何としてでもこの政治の改革はなし遂げなければならない、こういうふうに考えておるわけでございます。

ただいま、御承知のように四本の法律案を自由民主党から議員立法の形で提案をして特別委員会で御議論を願つておるさなかでございますが、野党からもいろいろ御意見が出ておるようになつて、いさぎ前

ておりますので、この特別委員会で何とか政治の抜本改革、それがために政治資金なり選挙法なりあるいは政治倫理に関連するもろもろの規定の改正なり、いろいろなことが一括して成立できまするよう、そして一括してでき上がりますれば、それによって物理的な時間の余裕がある限り次回の選挙からそれを適用して政治の改革の一歩を踏み出したい、かように私は考えておるわけでございまして、政府としても、議員立法ではございませんけれども、政治改革の重要性にかんがみて、できる限りこれに対し協力を申し上げたい、これが私の政治活動に対する基本的な考え方でございます。

もちろん、私どもとしては、我が党が出しておる案が最善の案である、かような考え方を持つておるわけでございます。しかし、これは共通土俵をつくるという仕事の性格上、やはり野党の皆さん方からもいろいろなお考えが出てございましょうから、それらは国会審議の場で十分議論を闘わせていただきて結論を得て、何としても政治の抜本改革だけはやり遂げるということが大事であろう、かように考えておるわけでございます。

○草川委員 この際、ちょっとと時間をいただいて、せつかくの機会ですから、ぜひ後藤田大臣の見解をお伺いしたいわけです。御存じのとおり、野党の方も社会、公明両党で、比例代表などいうことが大きなウエートになつていますけれども、小選挙区制を併用して改革をしようという大変踏み込んだ方針をつくって今議論をしておるわけです。この野党案もそれなりの苦労した経過があつて提案をしておるわけですが、率直なところ、このような野党の案に対しての御見解を差しさわりのない程度でいいですか、この際お伺いしておきたいと思います。

○後藤田國務大臣 草川さんのせつかくの御質問でございますけれども、今、特別委員会でかんかんがくがくの議論をやつていらっしゃる。この議論は、今まで新聞で拝見するところは、それぞ

れのお立場に立つて我が党の案が一番いいんだということです。言葉は悪いので、これは新聞に出るところが悪いかもしれませんけれども、建前論議で今は議論をしていらっしゃるな、私はさよう見ております。

○清水(滋)政府委員 お答えいたします。  
御指摘のよう日米構造協議でアメリカ側から

日本の会社法における諸制度につきまして各種の問題点の指摘があつたことは事実でございます。私どもはそれに対しまして、アメリカ側の指摘を受けたまでもなく日本独自の立場から商法の改正作業を現在継続中であるということを指摘したわけでございます。そういうような議論の過程でアーリカ側がいろいろ持ち出した問題の中には、いろいろ日本の法制を必ずしも正確に理解した上で何の問題提起ではないのではないかというようすに申されるものもございまして、そういうものについては説明をして撤回をしていただくというようすなこともいたしたわけでございます。

そこで、あのときにはたしか、日米構造協議の問題は日本側からも随分アメリカの問題点を提起したと思います。そんなこともあっていろいろな経過があるわけですが、例えば日本企業の株の持ち合い制あるいはまた日本企業の系列化談合というようなものもなお残つておるのではなかいか、こう思うわけがありますが、これは商法とはいささか問題を異にしておりますけれども、一応今度の商法改正でアメリカ側の問題提起というのにはクリアした、こういうよう見えていいわけだ

○草川委員 バブル景気の崩壊過程で明らかに  
您的要請の趣旨に沿うものでござります。  
それから、先ほどちょっと申し上げました社外  
取締役による監査委員会の設置というアメリカの  
要求に対しましては、これは私どもは当時そういう  
考え方を持ておりますので報告書には盛り  
込みませんでしたけれども、その後の各委員会、  
草川先生にも一度そういう指摘を受けたかと思いま  
すけれども、社外取締役を変えて社外監査役と  
いう形で今回の改正案に盛り込んだわけでござい  
まして、これもアメリカ側の関心事に対して一つ  
の回答をしたことになるのではないかと思ってお  
ります。

度をつくることによりまして会社の業務執行部に對して組織的に物申せるという形のものにする、そういうことによりまして監査役の監査が充実強化されることにならうと思うわけでございます。その結果、取締役の違法な業務執行を事前に防ぐ、あるいは事後的な責任追及の方法が整備されるとということになりまして、そういう意味で会社の不祥事の防止のために一層有効に監査役の権限を行使することができるようになつたと私どもは考へるわけでござります。

制の見直し等の問題も指摘されております。私どもいたしましては、こういう日米構造協議の過程でアメリカ側に日本政府として約束をしたというふうには考えておりません。アメリカが提起した問題について日本側における検討状況を説明した、その中にはアメリカ側の問題意識と我々が検討作業を続いている際ににおける問題意識と一致するものがあつた、そういうようなことでございまして、今回の改正の具体的な内容についてアメリカ側いろいろな約束があつたというようなことは一切ないわけでございまして、例えば代表訴訟の改善につきましても日米構造協議の具體的な内容は一切触れられていない、こういうことでございます。そういう意味で約束ではございませんけれども、アメリカ側からそういう問題の指摘があつたものについて、たまたま私どもと問題意識が一致したものについて今回の改正となつたということです。

また、例えばアメリカとの日米構造協議で社外取締役ということが非常に問題になつたわけでございました。

○清水(進)政府委員　日米間に存在する貿易不均衡の原因となる構造的な問題の解決のための次官級協議であるという日米構造問題協議におきましては、系列問題の一つとして会社法の見直しということについて米国側の要請が出されているわけでございます。アメリカ側の主たる関心事は、会社の所有者である株主の利益が十分に守られるようにするための株主の権利の拡充ということになります。一番のポイントがあるわけでございますが、今回の改正におきましては、株主による会社の業務執行に対する監督は正機能を強化するというようなこと、それからその具体的な方策として株主の代表訴訟の目的の価額を九十五万円とみなす、これは実は現行法の解釈として議論、対立があつたわけですがございましてけれども、いわば株主に有利な方の解釈論をとつてこれを法制化したということになるわけでございまして、これによつて代表訴訟が安心して起こせるということにもなるわけでございます。

なった証券・金融不祥事、あるいは国会でも証入  
喚問、参考人出頭というような経緯があつたわけ  
でござりますけれども、あの際のことを思い出し  
ますと、株主無視あるいは企業経営の私物化とい  
う企業のあり方が随分批判をされたのではないか  
と思います。このような企業経営者の行為を法制  
面からチェックすべしということも一つその際に  
たのではないかと思うのでございますが、今回の  
商法改正で、証券・金融不祥事のような会社不祥  
事を防止することができるのかどうか、これもま  
たお伺いしたいと思います。

○清水(滋)政府委員 商法というのは、行政庁側  
が会社に対していくいろいろな監督権限を行使すると  
いう意味の規定ではございませんで、株主なりそ  
の他会社のいろいろな機関がそれぞれ適切に権限  
を使用して会社の不祥事をあらかじめ防止する、  
そういうシステムを提供するというのが会社法の  
建前でございます。

そういう意味から見ますと、今回の株主の代表  
訴訟制度の改善だとかあるいは株主の帳簿閲覧権

具体的にそれぞれの会社において、監査役が法律で与えられた権限をどの程度行使し、あるいは株主がその権限を行使するかということにつきましては、それぞれの企業経営者あるいは企業経営の方の問題として考えていかなければならぬ問題ですが、法制度は一応整備いたしましたけれどもは考えておいでございます。

○草川委員 では次に、社債制度の問題についてお伺いしたいと思うのです。大蔵省の公社債市場室長と審議官がお見えになつてるので、純資産の二倍の限度枠撤廃とか今回いろいろな問題があるわけでありますから、ちょっと私も不勉強ですかね、大蔵省にお伺いしたいわけです。

昭和初期の金融恐慌というのですか、そういう時代に社債発行について、伝えられるところによりますと何か浄化運動ということがあつたようですが、どういう動きがあつたのか、まず概念、経過をお伺いしたいと思います。

○西方説明員 昭和二年のいわゆる金融恐慌に端を発しまして、昭和初期の恐慌時におきまして多数の社債が元利の償還不能に陥つたことがございました。当時のことを回顧した文書によりますと、こうしたことの反省に立ちまして、デフォルト社債の例がほか出そろつた昭和六年六月ごろに、銀行とか信託とか保険会社から成る会合が持たれまして、その後発行する社債を原則としてすべて担保付にするということ、また償還を確実にするために減債基金付にするということで意見の一致を見たようでございます。これは銀行を中心とする引受け会社が社債を担保付債として発行いたしましたとして、担保の受託会社により社債権者の権利を法的に守ろうとしたということだと思います。

さらに、昭和八年五月には、この一致事項の実施につきまして関係者間で協力の申し合わせが行なつたということでございます。引受け会社間のこうした協調の動きは、社債制度の信頼を取り戻そう、混乱に陥つていた起債市場を浄化しよう、そういう意図があつたということで、社債淨化運動と呼ばれているようでございます。

○草川委員 古い昭和初期の金融恐慌のことを持ち出したのは、これまた後で少し触れたいと思うのですが、例のワラント債の状況で、いわゆる新株割当の権利が实际上は紙くずになってしまったというような例が昨年来随分出ているわけあります。そんなことから、また今回この社債制度の問題について新しい提起があるのですから、あえて昭和の初期の金融恐慌時代の社債の發行問題をお聞きしたわけであります。

そこで、純資産の二倍の限度枠撤廃、無担保の社債は純資産ということになつてゐるわけであり、制度の問題について新しい提起があるのですから、あえて昭和の初期と結びつけるつもりはありませんけれども、一応お伺いをしたいと思います。これは法務省になりますか。

○清水(滋)政府委員 実は、先ほどの社債淨化運動というものが起きたのを契機といたしまして昭和十三年に社債法のかなり大幅な改正がされておる。商法の面でも社債法の整備をしてきたわけですが、昭和の初期と結びつけるつもりはありませんけれども、一応お伺いをしたいと思います。これが規制の撤廃という問題でござりますけれども、社債というものは、要するに一般大衆を相手にして企業が金を借りる一種の消費貸借類似の契約である。有価証券という社債を発行はいたしますけれども、基本的に消費貸借あるいはそれに類似する契約というふうに言われております。したがいまして、社債発行制度の中で社債権者を保護する、不良社債が発行され社債権者が不利益を受けることが絶対にないようにするということが一つの基本的な前提であると私どもは理解いたしております。そういう意味で、現行の社債発行限度規制は、一つの社債権者保護の手段としてある種の機能を果たしていたことは否定できないと思ひます。

限度規制は、発行するときにはこういう厳しい規制があるけれども、一たん発行してしまうとその後に会社の資産状況が悪くなつてもそれをどうするという手段は何も講じていないというようないろいろ問題がある。これは結局明治の初期に日本の商法をつくる際に、イタリア商法などの影響を受けて、とにかく社債権者保護のためにわざやみに発行させないようにしたらどうかというかなり規制的な発想でこのような限度規制がされたというふうに言われているわけでございます。

そういうような状況から、そもそも発行権限規制というのは余り合理的ではないのではないかとかいうような指摘が前々からありますて、企業が一般の市場から資金を調達する手段として限度規制を撤廃すべきであるということは昭和四十年代から強く指摘されていましたから、それなりに私もいたしましては、少なくとも資産状況が悪い会社が社債を発行することができないといふ意味では一つの有力な歯どめですから、そのなりの意味があるというふうに考えて、この限度規制には踏み切らず、暫定的に発行限度をふやすという形で対応してきたということは既に御承知のとおりでございます。

私どもは、社債権者保護という観点から、限度の規制を撤廃するためには単純に社債の発行限度規制の規定をやめればいいというのじゃなくて、それをやめる以上、それにかわる社債権者保護の措置というものがしっかりとした形で法律の中に規定されなければならないということがまず第一条件、同時に、商法だけではなくて証券取引法その他によって、企業が社債を公募する場合の規制が非常に厳しくきちつとした形でできるような周辺状況が整備されるということが第二の条件、こういうふうに実は考えてきたわけでございます。

そういうような意味で、昭和五十年代あるいは昭和六十年代に入りましたて、この発行限度の問題について議論してきたわけでございますが、第二の条件として私が申し上げました証券取引法その他の関連する諸制度の面におきましては、例えば

社債の格付制度が定着するとか、あるいは証券取引法による公募社債発行の際における有価証券届出書あるいはその後における有価証券報告書の制度等が非常に整備されてきた。つまり、ディスクロージャーの制度が非常に整備されて社債権者保護の環境が整ったということ、こういうような状況が出てまいりましたので、この際、商法上社債権者保護のための制度を強制するつまり、現在も委託募集会社、これは任意の機関としてあるわけでございますけれども、これは発行会社のためでもあり社債権者のためもあるという、そういう一種の中間的な機関でございますけれども、それを整理いたしまして、専ら社債権者の利益を図る、保護するための社債管理会社というものの設置を強制することといたしまして、今回この発行限度規制を撤廃するということにいたしたわけでございます。

したがいまして、単純に限度規制の撤廃ということではなくて、商法上は商法上のきちんとした手当てをする、その他周辺の環境状況の整備も整つた、そういうようなことを総合的に判断いたしましたして、こういうようなことにいたしたわけございまして、昭和の初期に起こったような不良社債の多発、それから社債償還不能というようなことは、今後起ることはないというふうに考えておるわけでございます。

○草川委員 今受託会社の話が出ましたが、ちょっとその前に大蔵省にお伺いしたいのですが、限度枠を使いつめた企業というのは現在どの程度あるんでしょう。お伺いします。

○西方説明員 企業の国内の無担保普通社債にかかる社債の発行限度枠の使用状況でございますけれども、平成四年の三月末現在、社債発行残高を有する上場企業について見ますと、この上場企業というのは、電力とかNTTとか銀行、証券等の、そういった特殊なところは除きましていわゆる一般的の上場企業につきまして、千二百八十一社につきまして調査いたしました。その結果、商法上の社債発行限度枠が存在していない企業が七十

八社、全体の六・一%存在する、そういうような状況でございます。

○草川委員 では、また法務省の方に戻りますけれども、社債の受託会社というのが今回新しくできたわけでありますけれども、過去のいろいろな反省の上からいいまして、社債権者にとつて十分保護をされるかどうか、その点についてお伺いをしたい、こう思います。

○清水(滋)政府委員 社債管理会社としては銀行あるいは信託会社ということになつてゐるわけでございますが、現実には銀行ということにならうかと思います。銀行としましては、これは銀行業法の面から大蔵大臣の厳しい監督を受けておる、企業の経理内容というものも十分に熟知をしておる、こういうようなことに当然のことながらなつてゐるわけでございます。

いうふうに私どもは考えているわけでございま

す。○草川委員 十分保護をされるということの答弁ですが、そういうことになりますと、今度は受託手数料というのが一体どういうことになるのかと

いうわけです。

それで、日本の銀行というのは、言うまでもなく、従来の社債の取り扱いについても債券の取り扱いについても欧米諸国に比べて非常に高い、こ

う言われてゐるわけでありますが、今回の受託会社の方の手数料はどういうところに位置づけされるのか、お伺いをしたいと思います。

○東説明員 現行の受託手数料の水準でございますが、公債引受け協会の資料によりますと、発行総額五百億円、年限七年物の無担保の普通社債、

こういう前提で見てまいりますと、日本の場合は一億五千五百万円、米国の場合は三千三百六十万円、ユーロ円市場におきましては一千四百万円、こういう状況でございます。我が国におきます受託手数料は、このようく欧米に比べて高水準になつております。具体的な比率を見ますと、アメリカに対しまして約五倍、ユーロ円市場の約十一倍、こういう状況でございます。

○草川委員 べらぼうに高いわけですが、それは今後どういうように平準化するというのですか指導をされるのか、改めてお伺いしたいと思いま

す。

○東説明員 今回の改正におきましては、このようないくつかの受託会社の機能が社債の管理面に純化される、このような社債管理会社に純化される、こういうふうに承知しておりますが、この両者の間での役割あるいは責任の分担が明確化する、こういったことを通じまして、機能面での市場におけるより適正なバランスの確保が可能になります。こういったことを通じまして、ひいてはコストの負担の面を含めまして、先ほど申し上げ

ましたような国際的な比較的の観点、こういう観点から見ても、我が国社債市場が効率化するあるいは高度化する、こういった点が大いに期待される、こういうふうに承知しております。

大蔵省といたしましても、このような改正を機に、市場関係者に対しまして、改正後の社債管理会社のあるべき機能に即しつつこのような方向でのコストの軽減、こういったものが可能となりますように、市場関係者に対しまして促してまいります。

○草川委員 ヨーロッパに比べて十倍ですか、十倍はするわけでありますから、手数料が高いわけですから、それは強く指導をされたい、こう思ひます。

そこで、ちなみに、これも大蔵省にお伺いをいたしますけれども、バブル時代に発行したワラン

ト債の償還がことしは約十兆円に上ると言われてゐるわけですが、当然のことながらその資金調達に追われるわけでございます。こういう資金調達に今回は大変喜ばしいことになるのかどうか、これはこれで結構だと思うのですが、ぜひ大蔵省に、やはり根本は欧米の水準化というところから見ておるわけありますから、せつかくこういう商法改正があつても、受託会社が手数料がべらぼうに高いというようなことであつてはまたこれは問題が生まれてくるわけですから、並行して大蔵省の指導というものを関係業界に望んでおきたい

ります。

○草川委員 今お話がありましたように、限度額の撤廃ということは、企業にとっては大変、新しい資金調達の展望が開けるわけでありますから、

これはこれで結構だと思うのですが、ぜひ大蔵省に、やはり根本は欧米の水準化というところから見ておるわけありますから、せつかくこういう商法改正があつても、受託会社が手数料がべらぼうに高いというようなことであつてはまたこれは問題が生まれてくるわけですから、並行して大蔵省の指導というものを関係業界に望んでおきたい

と思います。

○西方説明員 ただいまの質問に関連いたしまして、まず直近のワラント債の発行に関する償還の関係を御披露申し上げたいと思いますけれども、御案内のように、ことしはワラント債、転換社債の償還のピークの年になつております。年間を通して、今お話をございましたように十一兆円ぐら

い見込まれるということでございます。

そこで、上半年を見てみますと約六兆三千億円が見込まれておられますけれども、このことにつきまして私どもの方で、抽出的でございますが調査をいたしたわけでございます。この調査で得た感触では、調査時点で償還資金の手当でのめどをほ

り立てておられるというところが大変多くございまして、この資金繰りという意味では特段の問題はないというふうに思われます。具体的に申しますと、

○清水(滋)政府委員 監査役の権限強化というこのにつきましては、昭和四十九年改正により抜本的な権限強化が図られたということでございまして、しかしながら、その後の状況によりましてこれがであります。しかしながら、この監査役の権限はどちらも十分に行使できないとい

うような問題がございまして、昭和五十六年改正で、例えは監査役が取締役に対してその営業状況の調査報告を求めるという権利はあるわけでござ

りを行つていうところがございます。

こういった償還につきまして、社債は大きな力を發揮することはあると思いますけれども、この商法の発行限度規制の撤廃というのは、先ほど法務省の方から御答弁ございましたように、これは長い間の検討の経緯を踏まえて、この問題だけではなくてもろの問題を含めてこの発行限度規制の撤廃が行われたというふうに理解してお

いますが、それを使い人、例えば部長さんとか課長さんを直接呼んで監査役が業務状況の報告を求めるというようなこともできるようになっています。こうしたことになつたわけでござります。しかしながら、その後依然として企業をめぐるいろいろな不祥事があるわけでございまして、そういうものがいわば会社の経理不正というか粉飾とかと結びついている、このようなことが指摘されたわけでございます。証券、金融の不祥事などもそういふ面での問題が指摘されたわけでござります。そこで、今回の改正におきましては、このよう

すけれども、ここでの調査によりますと、一社あたりの監査役の人数は三人にいっていませんね。二・九人です。平均任期は三・四年、こういうような状況に置かれていますけれども、法務省の方として、民事局としてどのように御判断なすつておみえになるか、お伺いしたいと思います。

○森脇政府委員　お答えいたします。

監査役の員数、在職期間についてお尋ねでござりますが、実は私どもとしては正確な資料は入手しておらないわけでございます。先生が今御指摘にならしまして、土田法八日本監査役協会が平成

に十分に強化された監査役の権限を行使しやすくするというような観点つまり、監査役の数が例えれば大会社については一人以上ということになつてゐるわけですが、多ければそれだけ監査役が一団結して会社の不正をチェックすることが可能

四年四月にその所属会員に対して行ったアンケート調査の結果というものが公表されてござります。これによりますと、三人以上の監査役を有する会社は上場会社全体の約七〇%に上るという数字が出ております。

になるであろう。ということから、監査役の員数を増員する、あるいは監査役会を創設いたしまして、いわば個人的なプレーで会社の不正をチエックするよりか監査役会としてその意思を表明するということがより効果的であり、しやすいのではないかということ。

また 同じ調査結果によりますと、この調査は  
千三百九十五名の監査役に調査時点における各監  
査役の監査役在職年数を聞いた調査でございます  
が、三年以上監査役に在職していると回答した者  
は全体の約三八%でございます。調査時点における  
平均在職期間は三・四年ということになつております。  
したがいまして、この結果から直ちに監  
査役の平均在職期間が三・四年だということでは  
なくて、現在監査役を務めている者がその時点で  
どれだけ在職しているかという調査の結果が平均  
三・四年、こういうことでござります。

ら、例えればそういう影響を離れた人を監査役に加えるという、いかということが指摘されまして、これがいわゆる社外監査役でございますが、法律的には就任前五年間会社等の従業員等でなかつた者というような要件でそういうものを加える、こういうことにならしたわけでございます。

法律的に与えられている監査役の権限を実際に実効的に行し得るような制度を整備する、こういうような観点から今回の改正がなされたわけでございます。

○草川委員 大蔵省さん、もう質問ありませんか  
ら結構です。どうぞ退席してください。

それで、監査役の役割は非常に重要になつてき  
ているわけですけれども、一般的に監査役とい  
うのはどういう評価があるかといいますと、監査役  
の「監」というのは「閑」という字になつている  
のです。そういう陰口をたたかれておるといふこ  
とを御承知でしょうか。これまたちょっと変な質  
問になりますけれども、お伺いしたいと思うので  
す。その前提は、要するに社長に任命されるとい  
うことなんですよ。ですから、どうしてもそういう  
形になるのではないだろうか、こんな感じがす

○清水(滋)政府委員 商法を所管する法務省としてそういうことを知っているというふうに答えた方がいいのか、知らないというふうに答えた方がいいのか、ちょっとと判断に悩むわけでございますけれども、おっしゃるよう監査役が監査役としての機能を果たし得ない、実際上は社長以下会社の経営執行部の影響下にある、こういうような指摘がまさしくされておるということは御指摘のとおりだと思います。

そこで、私どもいたしましては、そういうことであつてはならないということで、例えば監査役の選任、これは当然株主総会で監査役を選任する、それから監査役の選任につきましては会社の方で候補者を決めまして議案として株主総会に提案するわけでございますが、この議案を決定する取締役会には監査役も出席する権限があるわけでござりますし、また意見を陳述する権限もあるし、また監査役候補者の選任について監査役のみずからが意見を述べる、こついうようなこともできるようにならしておるわけでございます。そのほか商法上、営業報告の請求権とか業務・財産状況の調査権とか取締役から報告を受ける権限とか企業会社についての営業報告請求権とか、場合によつては監査役が取締役会を招集する、こついうような強い権限も与えられているわけでござります。

それから、例えば昭和五十六年改正でございましたが、監査役の報酬につきましても、それまでには取締役、監査役の報酬を一括して株主総会で決議をして、それをどういうふうに分けるかということは具体的には社長さんの一存で決まるというようなところがあつたというふうに言われているわけでござりますけれども、これについても取締役の報酬と監査役の報酬を分けて株主総会で決めるというようなことにする。いろいろな形での権限強化に努めたわけでございます。

それと同時に、先ほど名前が出ましたが、社団

法人日本監査役協会、これは法務大臣認可の公益法人でございますけれども、そういうところで各大会社の監査役さんが集まりまして、どうやつたら適正な監査をすることができるか、どうやつたら会社の執行部に対してきちっとした意見を言うことができるようになりますが、あるいはそのためには監査役はどういう勉強をしなければならないかと、いろいろな研修等をやっておるというような実態が出てきしております。それがかなりの成果を上げつつあるというふうに思っております。

そういう意味では、制度の改善と運用の改善についてそれぞれ、制度の改善については私どもが努力をし、また運用の改善についても監査役のみならず、あるいは大きな企業におきましてはその監査役の重要性というものを十分に認識されましていろいろな改善措置を講じておられるということを私どもいろいろな例を聞いているわけでございます。そういう意味で、かなりよくなってきてていると思いますけれども、先生の御指摘のような「監」が「閑」であるというようなことがもし、全く私は実態がないとは言えないというふうに実は言いたいのですが、それは認める気持ちには十分にあるわけでございますが、そういうことにならないよう努めたいというふうに考えていくわけでございます。

○草川委員 率直な御答弁結構でございますが、取締役会に出席できると言うのですが、今的企业というのは、上場企業なんか特にそうですが、どちらも、取締役というのは大体イエスマンで、オーケーなんですね。問煙は、日常的にどういう議論があるかと言えば、やはり常務会だと思うのですが、経営会議というのがあると思うのです。これはオフィシャルな会合ではありません。時には労働組合なんかも入るような経営会議というのがあるわけですが、経営会議だと常務会にこの監査役が

参加できる。そしてそこでチェックできるということが少なくとも私は前提だと思うのです。残念ながら私は今の法律では常務会に監査役は参加できないのではないかと思うのですが、どうでしょ  
う。あるいはまた、経営会議等があればそれに委  
加するよう指導をされるのかどうか、お伺いし  
たいと思います。

は、取締役の数が非常に多い。恐らく二十人、三十人、あるいは四十人の取締役を擁するという企業があるかと思います。そういう企業では先生御指摘のような常務会と、いうものがいわば取締役会の中の機関として設置をされているという状況がございます。それからまた、経営委員会とか経営会議といつて、これはヨーロッパの会社法の影響かもしれませんけれども、例えば労働組合の代表者も参加するというような形での経営会議構成というのもも論じられておりますし、現実にそういったものを事実上やつておられるところもあるというふうに聞いております。

そこで、そういったようなものに監査役が参画

して意見を述べることができるようにするかどうか  
かということも、従来から例えは先ほど申し上げ  
ました監査役協会あたりからも一つの問題点とし  
て私どもの方に指摘されております。ただししか  
し、常務会あるいは経営會議というものが、現行法  
のものとおきましては、これは事実上の機関でな  
ございまして法律上の制度にはなっていない、こ  
ういうような面がございます。そういうことでござ  
りますから、そういうものに参加するかどうか  
ということにつきましては、結局それはそれぞれ  
の会社の中でその参加を認めるかどうかというう  
うなことを判断していくだけということに現在で  
はならざるを得ないと思うわけでございます。

昭和五十六年改正で監査役の中に常勤監査役と  
いうような制度もつくられたわけでございます  
が、中には常務会にそういういた監査役の方が参加  
されるというような例もあるといふふうに聞いて  
おります。五十六年改正の際に議論されながらや  
り

はり取り残された問題の一つであるというふうに思  
ふどもは認識いたしておりますけれども、今回  
改正には盛られておりませんが、実際問題とし  
これを法制化することが妥当であるかどうか。  
しそういうことをするとすれば特例法による大  
社、これは約八千社ござりますけれども、そう  
う会社に強制をするということになるわけですが、  
が、上場会社だけでもまだ三千社に満たないとい  
うような状況でございますのでなかなか難しい  
題も含んでおるという面もございますので、今  
における引き続いての検討課題ではないかなと  
うふうに考えております。

○草川委員　監査役の責任というのはまた非常に  
重要にならざりますので、ぜひ常務会、少なく  
も経営会議には常時参加できる、そういう条件  
することが大切ではないか、こういうようと思  
ます。

重役という制度がござります。アメリカには監査役制度はございませんで、取締役会が会社の業務を監査することになっておりまして、その中にわゆる社外取締役を入れて事実上の監査委員会みたいなものをつくるというようなことがあります。そこでございますが、そういうものが株式上場基準として要求されていると聞いております。(しかし)アメリカの議論なんかを見ましても、大所高所ら社外重役が経営について適切な意見を述べられるという効果を非常に強調する論文と、結局よわからぬまま祭り上げられてしまっておる、するに形骸化しておるというような議論を指摘する論文などもござります。

私どももこの社外監査役を考える場合にどうう理念でいくかといふことが一つの問題であつたわけでござりますけれども、会社の従業員がそままで最後に監査役という形で会社を終える、非

○草川委  
で、まだ  
で監査役  
ですが、  
ることが  
これども  
務省が言  
この監査  
にいろいろ  
の実際に  
もあり得  
立場で会  
ある人を  
いと考  
るといふ  
とけみい  
す要くれ  
したい

いろいろな経験を積んだ方がなるということにならぬまでも、あるいは弁護士とか公認会計士などもいらっしゃるし、あるいは監査役になるといふことがあります。しかし、基本的には第三者的な立場で、会社の業務執行の適否を判断し得る能力が何とかして各会社とも選んでいただきたいと思います。

〔田辺（広）委員長代理退席、委員長着席〕

委員　時間がどんどん過ぎてきましたので、ことこのへんについて大臣に私は問題提起をしたいのですが、監査役は役員人事についても意見を述べができるというようなことになりますと、それがらっと条件が変わってくる。本来法でわれた監査役の位置づけができるのじやない

外在的な用行考在たまども外外監査役として適当か、具体的にどういう方が監査役として適当か、

そういうようやうなことも考慮いたしまして、一から眺めるということにだけと申しますが、ういう訓練を経てている人に社外監査役になつてから、冷静な第三者的な立場から会社の業務を行をチェックしていただく、こういうことが日では必要になつてゐるのではないか、今までの縡からいきましても。そういうことが日本では求められている段階にあるのではないか。アメリカとはそういう点は事情が違うのではないかとことから、今回こういう社外監査役制度の導入に踏み切ろうとしたわけでござります。

専門化し、しかも関連会社がある、しかも海外にたくさんの関連する子会社もあるというようなところになつてまいりますと、その監査役が日常活動として当該職場のスタッフを呼んで話を聞くことについても、当該職場は忙しいわけですから、監査役に一々つき合つてゐる暇はないわけですよ。そういう意味で、私は、スタッフを何人か監査役につける、そういう制度を指導しませんとせつかなくこの法改正が生きてこないのでないかと考えるので、その点についてお伺いをしたいと思います。

○清水(滋)政府委員 現行法上も、監査役は取締役会に出席して、会社が株主総会に提案すべき取締役あるいは監査役の選任議案について意見を述べ

私どももこの社外監査役を考える場合にどうう理念でいくかということが一つの問題であつて、そこでございますけれども、会社の従業員がそのまま最後に監査役という形で会社を終える、非常に極端なことを申しますと、取締役になれないのが監査役になるというような形での監査役の実現としてないとは言えないと、いう状況があつてございまして、そういうような観点から申しますと、会社の中で長く生活した人であれば、社の内部に通曉しているというメリットはあるわけありますけれども、しかしまして上部の命令を受けられやすいといふ欠陥もあるというようなことがあります。

重役という制度がござります。アメリカには監査役制度はございませんで、取締役会が会社の業務を監査することになつておられます。その中にわざわざ社外取締役を入れて事実上の監査委員会みたいなものをつくるというようなことがあるわざわざいますが、そういうものが株式上場基準でござりますが、そういうものが株式上場基準として要求されていると聞いております。しかしながらアメリカの議論なんかを見ましても、大所高所から社外重役が経営について適切な意見を述べらるという効果を非常に強調する論文と、結局よわからぬまま祭り上げられてしまつておる、するに形骸化しておるというような議論を指摘

べることができることになつてゐるわけでござります。そういう意味での権限は与えられている。だれを取締役にするのが適當か、あるいはだれを監査役にするのが適當かといふようなことについての意見を述べることができることになつておりますので、それを十分に活用していただき必要があるのではないかと思います。

それから、先生御指摘のスタッフの充実、これは私ども大変大事な問題だと思っております。監査役が一人でんといて、実際には手足がない、ということでは、今のよだな大企業組織の中では十分に監査役としての活動ができない。当然のことながら、手足がなければ活動ができないというところになろうかと思ひます。そういう意味で、ぜひとも監査役のもとでその手足となつて働く監査スタッフの充実を図つていただきたい、そのため各企業に大いに努力をしていただきたいと思います。

実は、そういうような観点から昭和五十六年の改正、私は先ほどちょっと触れましたけれども、監査役が直接に使用人に対して、例えば部長とか課長を直接呼びかけて今後の業務状況はどうなつてゐるのかということを調査し、あるいは報告を求めることができるようにしたわけでございます。それまでは取締役に対してそういう請求をする、取締役に請求すれば取締役の命令を受けた使用者が監査役に説明をするという形になつて、それを裏づけるためには、そういう権限がしばしば行使されるということになりますと、そういうスタッフも置かないと企業としては実際上は困ることになるのではないかといふようなことも考慮いたしまして、間接的に監査スタッフの充実強化を図らうとしたわけでござります。まだそれが十分ではないといふような実情の指摘がござさ

りますので、それぞれの企業におきましてなおその点について努力をするよう私どもとしては期待をいたしたい、制度上の改善に加えまして、運用上の改善につきましても大いに努力をしていただきたいと思っております。

○後藤田国務大臣 今局長から申しましたように、監査役の仕事の重要性からかんがみまして、運用の面でスタッフを置くといふことは大変有力な御提言だと思います。そういうふうな会社に対するサジェストともいいますか、指導とでもいいますか、これをやらなければならないと思ひますが、人がいますかね。問題は、会社経営そのものに対しても監査をするわけでしょう、見張るわけですからね。そのスタッフを会社の中の人間で、先行きのことを考えますと、本当にどっちを向いたスタッフになるかわからぬおそれもあるわけですからね。御提言は非常によくわかるのですが、実現となると、私は人選がなかなか容易でないのではないかと思ひます。しかし、御提言の趣旨はまさに必要だと私は思ひます。

○草川委員 時間が過ぎてきましたので、これはまた今後の課題としてぜひ御検討のほどをお願い申し上げたいわけであります。

それで、中間報告というものの性格は一体どうなつてゐるのかと、それまでに何回かの御報告を求めることができるようになつたわけでございます。それまでは取締役に対しても、その中間報告が過日報告をされました。それで、中間報告というものの性格は一体どうなつてゐるのかと、それまでに何回かの御報告を求めることができるようになつたわけでございます。それまでは取締役に対しても、その中間報告が過日報告をされました。

そこで、中間報告というものの性格は一体どうなつてゐるのかと、それまでに何回かの御報告を求めることができるようになつたわけでございます。それまでは取締役に対しても、その中間報告が過日報告をされました。

○草川委員 まず、委員の前段のお尋ねでござりますけれども、刑事案件の捜査処理に関する国院予算委員会におきまして、また、十二月九日には参議院予算委員会におきまして、それぞれ東京佐川急便事件の捜査処理に関する中間報告を行つたわけでございます。さらに、本年四月二日には、今委員が御指摘になられました参議院予算委員会における金丸前議員らの所得税法違反事件の捜査処理等に関する報告というものを行つたわけでございます。

これらの御報告の中には、検察当局の捜査の経緯あるいは捜査の結果として把握した実事関係など、本来刑事訴訟法四十七条の本文によつて秘匿しなければならない捜査の内容にかかる事柄も含まれているところでございますが、これらの御報告は、いずれも委員会から法務省に対しまして各事件の捜査処理等について報告を行うようになつてござります。

○草川委員 きょうはもう時間がございませんし、本会議でございますのでこれで私、質問を終わりますから、特に要望だけ申し上げておきたいわけです。

衆議院の場合でも何回かの証人喚問もやつてしましました。それで、必ずしも国民の皆さんからは評価を受けていないわけであります。国政調査権といいながら、あるいは証人喚問といいながら追及弱しといふような批判もございまして、我々も非常に苦惱をしておるわけであります。しかし、私どもは、国会といつては永田町裁判所ではないわけでございますので、政治家として、政治的、道義的な解明をしなければいけない、問題提起をしなければいけないというつもりで頑張つてきただけであります。

そういう意味では、検察と国会といふのは、それぞれ目的と職責は異なるわけでありますけれども、疑惑を解明するといふ意味では車の両輪ではないか、こういう立場を私どもは持つておるわけでござりますので、どうかひとつ検察の方も、検査資料なり公判で開示された証拠といふものを国会に明示願い、そしてまた、我々も、今いわゆる偽証の疑いといふことを、きょうも実は十二時から予算委員会の理事会で議論をしておるわけでござります。

ざいますので、ぜひそういうものについての協力を求めておきました。本日は時間もございませんので以上で終わりたい、こういうふうに思いました。

○浜野委員長 ありがとうございました。

午後零時四十六分休憩

午後二時五十七分開議  
○浜野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。和田貞夫君。

○和田(貞)委員 まず、今回の商法改正の直接的な経緯といいますか、動機といいますか、それをお尋ねしたいわけでございますが、前に商法の改正がなされてから、その後いろいろと耳にしたことがございます。自社株を保有させるようにしてはどうかというような、そういうことも法務省の方では検討しているというようなことを仄聞したのですが、今回それは載つてないんですが、そういうことも検討しておられるのかということを含め、まずお聞きしたいと思うわけです。

○清水(満)政府委員 今回の商法改正の経緯とい

う御趣旨の質問でございますので、私の方から答弁させていただきたいと思います。

会社法につきましては、戦後の経済の高度成長というようなものを背景に戦後しばしば改正が繰り返されてまいりましたのでござりますけれども、私どもの今回の商法改正の出発点といふべきものは、実は昭和四十九年の商法改正でござります。その際に会社法の抜本的な見直しをせよといた趣旨の附帯決議がされました。それ以来、会社法につきまして大きく問題を分けまして、そのときどきの経済状況といふものもありますけれども、根本改正の作業といふことでこの作業を継続いたしました。

株主総会というのは非常に問題である、これは形

核化しておる、あるいは総会屋がばつこして、適正な株主総会の運営がされていないということから、会社の最も大事な機関である株主総会についての改正をいたしました。それと同時に、株式制度につきましても、一株の額面金額を五万円とする抜本的な改正をいたしました。

さらに進んで、平成二年には、株式会社の最低資本金制度あるいは有限会社についての最低資本金制度を導入するという、これも根本改正の継続作業でございます。そういう改正を受けて、さら

に、従前から強化されておりました監査役監査制度の問題とか株主の権利の拡充の問題とあわせて、従来の改正作業と並行して、問題として指摘されておりました社債法制の全面見直しを取り上げてこの改正案をいたしましたわけでございます。

今回の改正の過程で、自社株取得の規制の問題

が指摘されましたが、御存じのように、現在の商法はごく例外的にのみ自社株取得を認めているわけでございます。この規制が諸外国に比較

いたしまして厳し過ぎるから緩和したらどうか、これを完全に自由にするという意見はないわけ

ござりますけれども、その程度が実は問題です

が、少しく緩和したらどうかというような意見も

出ました。

これは資本充実の原則という会社法の基本に

かかわる問題であると同時に、株式の取引をめぐる種々の不正の温床になる可能性もあるというこ

とから、この点につきましては問題点を整理しまして、現在各方面の意見を聞いておる段階でござります。そういうことから今回の改正法には盛り込まれなかつたという経過があるわけでございま

す。これはいろいろな意見があつてしかるべきだ

と思つし、また議論するのもそのとおりだと思いますけれども、一步誤ると今度は法務省の責任になりますから、議論があつたとしてもぜひとも慎重にやつてもらいたいということをつけ加えてお

きたいと思うわけです。

そこで、商法の改正に当たつて、確かに株主が

会社の業務執行に対する訴訟を極めて平易にやれ

重にやつてもらいたいということをつけ加えてお

きたいと思うわけです。

そこで、商法の改正に当たつて、確かに株主が

会社の業務執行に対する訴訟を極めて平易にや

重にやつてもらいたいということをつけ加えてお

き

会計士が企業の会計監査をやるという、これは外部ですから、それと同じよう外の監査役を導入するということであれば、五年とか七年とか十年とか、そういうことではなく、全く企業との関係のない外部から導入するという方がよりこの目的に合致をする、そういうことになると思いませんか。

○清水(謹)政府委員 この社外監査役が今回の改正によりまして強制される会社というの御指摘のように、既に外部監査といたしまして、監査法人あるいは公認会計士、これは全く会社と関係のない者でござりますけれども、そういう外部の会計専門家によって会計監査を受けなければならぬ、こういうことになつてはいるわけでございません。

それとの関係で申しますと、監査役による監査はいわゆる内部監査でございまして、企業の内部においてみずから業務の執行の適正を図る、こういう趣旨で設けられたものが監査役の制度でございます。そういう意味から申しますと、必ずしも外部の人でなければならないということにはならないわけでござりますけれども、現実の問題といつしまして、内部の人間であるということになりますと、なかなかうまくいかないという面がある、こういう認識からこの社外監査役の必要性といふものが主張されており、大方の支持を得てゐるわけでございます。

その際、先生御指摘のよう、五年といわば七年の方が多いじゃないか、あるいはもう最初から無関係だつじやないか、あるいはそのいい意見を私ども聞いてまいつたわけでございますけれども、さしあつて、現段階においてこれを商法特例法上の大企業に強制するということになりますとや

り五年程度が妥当である、大方の意見がそういうところに落ちついたわけでございます。

○清水(謹)政府委員

今回の改正によりまして、特例法上のいわゆる大企業につきましては監査役

仮にその会社の取締役とかあるいは使用人でございました者でありましても、その地位を離れた後五年程度を経過すれば、会社の業務執行を現に行う者との関係におきましてもそれが希薄となりまして、独立した立場から監査を行なうことができるのではないか、こういうような期待のもとに五年といったわけでございます。あるいは今後の課題として七年、十年等の期間がまた考えられるかも知れませんけれども、新しい制度といたしまして、私どもは現在の大方の意見の一一致する点としての五年というものを改正案の内容といたしました、こういうことでございます。

○和田(貞)委員 これは三年がいいか、七年がいいか、十年がいいかと、いうことを議論してもよいことがないことであります。

○和田(貞)委員 これは三年がいいか、七年がいいか、十年がいいかと、いうことを議論してもよいことがないことであります。これは意見にとどめておきたいと思うわけでございます。

さらに、監査役制度で、監査役といふのは、

個々に外部の者の新しい目でひとつ監査をやつてもらおうと、いう趣旨で導入されたと思うわけですが、内部の既往の監査役が複数あれば、それなりに一人一人が異なる形態考え方での監査といふのをやられるわけですね。したがつて、この監査役というのは、その一人一人独立した、取締役会のようによつて合議に基づいて会社の運営をどうするかとかかということと違つわけですか、それはやはり三人おれば三人、四人おれば四人、五人おれば五人五様で、それぞれの意見があつたということの方が、監査役の機能を果たす効果としてはいいと私は思うのです。それをわざわざ監査役会、そういうものを組織するということは、せつかく外部から監査役を導入しても、あるいはそのいい意見を踏まえ、各方面のいろいろな意見を私ども聞いてまいつたわけでございますけれども、さしあつて、現段階においてこれを商法特例法上の大企業に強制するということになりますとやはり五年程度が妥当である、大方の意見がそういうところに落ちついたわけでございます。

○清水(謹)政府委員

今回の改正によりまして、

特例法上のいわゆる大企業につきましては監査役

の員数を三人以上といたしまして、かつ監査役会を組織する、こういうことにいたしたわけでござります。ただ、この監査役会というのは、取締役会と違いまして、すべて監査について決定権限を有する、あるいは監査役の権限をすべて監査役会の名において行使するということではございません。御指摘のよう、監査役は本来監査役の名においてすべての権限を行使することができる、こういう基本は崩していないわけでございます。

ただ、現実の問題といたしまして、複数監査役制をとる大企業におきましては、実際問題として一人の監査役がすべての会社の業務を監査するということは事実上不可能でございます。いろいろな事業部制をとつておりますで、いろいろなところでいろいろな事業活動を行つてあるというようなりますと、なかなかうまくいかないという面がある、この認識からこの社外監査役の必要性といふものが主張されており、大方の支持を得てゐるわけでございます。

ささらに、監査役制度で、監査役といふのは、個々に外部の者の新しい目でひとつ監査をやつてもらおうと、いう趣旨で導入されたと思うわけですが、内部の既往の監査役が複数あれば、それなりに一人一人が異なる形態考え方での監査といふのをやられるわけですね。したがつて、この監査役というのは、その一人一人独立した、取締役会のようによつて合議に基づいて会社の運営をどうするかとかかということと違つわけですか、それはやはり三人おれば三人、四人おれば四人、五人おれば五人五様で、それぞれの意見があつたということの方が、監査役の機能を果たす効果としてはいいと私は思うのです。それをわざわざ監査役会、そういうものを組織するということは、せつかく外部から監査役を導入しても、あるいはそのいい意見を踏まえ、各方面のいろいろな意見を私ども聞いてまいつたわけでございますけれども、さしあつて、現段階においてこれを商法特例法上の大企業に強制するということになりますとやはり五年程度が妥当である、大方の意見がそういうところに落ちついたわけでございます。

そこで、次の三番目にに入る前に、商法でござりますから、商いといふ、我々関西では商いといふのですが、商売、商業活動ですね、この定義をちょっとと教えてくれませんか。

○清水(謹)政府委員 商いといふか、要するに商法では商行為というふうに呼んでいるわけでございます。

具体的に条文をちょっとと読みますと、まず商行為には絶対的商行為と営業的商行為という二種類のものがある、さらには附屬的商行為というものもあつて、これらは会社の業務についての必要にしてかつ十分な認識を持ち寄つて相互の調査を補助うとする、あるいは会社の業務についての必要にしてかかることでありますから、あるいはそれに基づく相互の意見の内容、根拠について相互に検証し合う、あるいは組織的な監査を実現する、こういうような観点から監査役会の制度を導入しようととしたわけでございます。

先ほど申しましたように、監査役会におけるわけでござりますので、監査役会におきまして監査役の調査事務の分担を決めるとか、A監査役はこの方面を専門にやっていただきたい、B監査役はこの方面を専門にやっていただきたいといふふうな分担を決めるとか、あるいは情報交換するとか、そういうような意味におきまして、監査役がそれぞれ効率的な監査を実行することができるようなるものとしての監査役会といふものを考えているわけでございます。

例えば二号には「他人ヨリ取得スヘキ動産又ハ有価証券ノ供給契約及ヒ其履行ノ為ニスル有價取引ヲ目的トスル行為」も、これは商行為である、「手形其他ノ商業証券ニ闘スル行為」も絶対的商行為であるといたしております。

それから今度は五百二条でいわゆる営業的商行為というものがござります。これは「営業トシテ之ヲ為ストキハ之ヲ商行為トス」。先ほど述べ



金を受け取るというよくなことは商行為ではないということであるならば、何とか商法自身にそういうことを書き加えるような商法の改正案ということは検討できないものかなということで、きょうはお願いかたがた質問に来たのです。

○清水(漫)政府委員 商法の問題でもあるのかもしれませんけれども、基本的にはやはり契約の問題だらうと思います。つまり、民法における契約の成立の問題。契約というのは当事者が自由なる意思をもつて対等な立場で合意をするということによつて成立するわけでござりますけれども、その成立の過程に詐欺的な行為が入る、強迫的な行為が入る、あるいは、例えば未成年者との契約の場合でござりますと、これは本来なら親権者の同意が必要になるわけでござりますけれども、そういうものが抜けてきてしまう、こういうことがその場面として問題になつてくる。

民法の規定によりますと、詐欺または強迫によつて意思表示をする、つまり詐欺または強迫による意思表示をする、つまり詐欺または強迫によつてそなうエステに関する契約とかあるいは教材とか語学教育に関する契約をする等々のことがあるという場合に、そこに民法の定めるような詐欺行為がござりますと、それは民法の規定によつて契約を取り消すといふことが、当然のことながら可能になると思うわけでござります。

恐らく、そなういったたぐいのものを個別の形で民事裁判を提起して訴訟を起こすということになれば、あるいは裁判所はそなういう詐欺による契約であるといふことでその取り消しを認めるといふこともあり得るのではないかといふふうな気がいたします。

ただしかし、先生御指摘のように、恐らくそなういた業者は、詐欺なら詐欺あるいは強迫なら強迫にならぬよう非常に巧妙にいろいろな仕組みを考えているだらうと思います。ですから、現実に例えば訴訟になつたときに裁判所でそれを立証することは非常に難しい、こうしたことだらうと思います。

そこで、その次の問題として、そういう行為を対象とした消費者保護の立法をするということが一つの問題になるのではないか。そのため例えれば訪問販売法等の法律がつくられてるということは私ども承知しているわけでござりますけれども、詐欺あるいは強迫による契約に該当するなら別として、そういう該当しない行為について民法なり商法の中にそなうものを類型化した形で書き込むというのは相当難しいのではないか。

これはやはり一つの基本法でございまして、恐らくそなういた行為は民法の定めるいろいろな行為を連鎖的に積み重ねた一連の行為でござりますので、やはりそれ自体を対象にした特別な立法なりなんなりが必要になるのではないかと私は思いますが、商法は商い法といふうにも読めるわけでございますけれども、いわゆる商法典という意味での商法の中に入れるというのは、これは研究、検討させていただきたいとは思いますけれども、ちょっと難しい話ではないかなといふうに思ひます。

○和田(貞)委員 これは、なぜそういうことを私は議論させてもらつたかといいましたら、実は私たちの方は党の部会で去年から議論をやつてきていたのです。ところが、法案の大綱までいかないわけです。これは政策大綱でとまつているのですよ。今御指摘になつたように、これは継続的役務の契約についての規制に関する法律案といふうなものをおわせてもらつたけれども、何かの形でこれは保護してもらつ。人権を守る法務省ですからね。そういう被害者を救うという立場に立つても、何らかの協力をいただかねと、せつかくきょうは勇んでここへ寄せていただいたのにお土産持つて帰られましたのでね。大臣、どうですか。

○清水(漫)政府委員 立法するとすれば、これは法務省ではなくて、あるいは通産省かどこかちょっと私はわかりませんけれども、内閣法制局なり衆議院の法制局で御意見を求めておられるところが、そのエステだけが、教授の商行為だけがとか、こういう議論が出てくるのが法制局なんです。割賦販売法に入れようと思つたら、それにはその体質によつて必ずしもだめだということにはなりませんといふよくなことを言つるのが法制局。これは、内閣法制局もそうであるし、院の法制局の方にあなたのところの、あなたのところのと

言つたらおかしいけれども、法務省から行かれてる方がやはりあるでしょう。どうもあなたのところから行つてゐる者が、新しい法律をつくるについては極めて慎重過ぎるわけです。そういうようなことで、新しい法律をつくらなければいかぬということを答弁いただいても、そのとおりに受けいこうと思つてもそこでとまつてしまつた。

これは、その問題が解決できないのですよ。被害者があれば、行政指導の範囲を超えて法的に取り締まりもし、行政指導もし、保護するということをやはりやらざるを得ぬわけで、行政指導は行為を連鎖的に積み重ねた一連の行為でござりますので、やはりそれ自体を対象にした特別な立法なりなんなりが必要になるのではないかと私は思いますが、商法は商い法といふうにも読めるわけでございますけれども、いわゆる商法典という意味での商法の中に入れるというのは、これは研究、検討させていただきたいとは思いますけれども、何かの形でこれをやらざるを得ぬわけで、行政指導は行政指導でやつておりますけれども、行政指導には限界がある。法的な根拠のもと行政指導をやらぬと、先ほど申し上げたように悪いことを考へる者が必ず別の形を考えるわけですからね。ひとつそういうことで、ちょっと聞いてもらつても結構です、何とかならぬのかと。おまえらがどうも壁をつくつておるらしいやないかといふうなことをやつと難しい話ではないかなといふうに思ひます。

○和田(貞)委員 どうですか、大臣、何かひとつこの商法についての規制に関する法律案といふうのを考へると同時に、現在のこの割賦販売法に訪問販売法と同じように役務も包含する、こういう二つを持つていけば大体いけるんじやないか、こういうわけですね。

○和田(貞)委員 私もそれほど知恵がないもので、だから、勉強させてもらいます。

○和田(貞)委員 ひとつこれは立法府としても考え方をなげればいかぬことで、努力し、頑張らなければいけないかねことで、努力し、頑張らなければいかぬと思いますので、ひとつ行政政府の方も、法務省としてぜひとも力になつてください。力をかしてください。そのことをぜひともお願いしておきたいと思います。できるならば商法の中に入られぬかと思うのですが、しつこいようですが、商法の中には無理ですか。

○清水(漫)政府委員 商行為の概念は一つの概念としてあるわけでござりますけれども、急にどうするかと言われましても、ちょっと難しいのではなか。私ども、伝統的な、基本的な商法といふものを常に念頭に置いておりますので、つまり基本法としての商法を考えておるという前提から考えますと、やはりそれは何か必要な特別法で対応すべき問題ではないか、こういうふうに思う次第でござります。

○和田(貞)委員 知恵出ましたか。何か知恵出ませんか。まあ何とかひとつ検討するといふくらい言つてください。

○後藤田国務大臣 今も後ろの専門家と相談をしておつたのですけれども、割賦販売法なのが訪問の方にあなたのところの、あなたのところのと

**和田(貞)委員** 販売法なのか、何かそういう世界で、検討するとすればそうでなければ、商法では無理だな、こういう感がいたします。

ことに立法府の方も努力しますので、知恵をかけてください。それで、法制局、邪魔せぬようになね。この機会をおかりいたしまして強く要請しておきたいと思います、法制局が一番後ろで糸を引く方だから。

そうすると、次に、エステティックや教授業といふようなものは基本法ではどうにもならぬので、特別法をつくるなりあるいは割賦販売法を改正するなりで処理をするとしても、今度の改正案の三つの問題といたしまして、企業の資金調達の方法を合理化する、そして社債権者の保護を強化する、そういう目的のために社債管理会社を置くことを義務づけておるわけですね。しかも、この社債管理会社は銀行、信託会社または担保付社債に関する信託事業を営む会社の資格を有するということを、いわば銀行なら銀行の子会社ということになるんでしよう。そうじやないのですか。

○清水(漣)政府委員 現実の問題としては、これは銀行の子会社ではなくて銀行そのものが債権管理会社になるというのが通常と申しますか、ほとんどすべてはそうなるであろうというふうに私ども考えております。

○和田(貞)委員 銀行の子会社をつくるんじやなくて銀行自身がその管理会社を兼ねるということですね。そうすると、この間国土庁が地価公示を行いまして、二年連続、地価が東京圏でも大阪圏でも名古屋圏でも、あるいは地方の中堅都市においても下降の方向ということですね。これはまだ底をついておらないわけですから、まだ緩めてはいけないし、一面やはりこれをさらに、宮澤内閣が言つておるようく五年間の勤労者の収入で家を取得するということころまで、まだ努力してもらわなければいかぬわけですね。

ところで、全国でバブルの影響でいわゆる金融機関が、銀行が不良資産というか、不動産を担保

として預かっているわけですね。銀行が抱えてい  
るわけです。その不動産の在庫額が百兆円とも百  
五十兆円とも言われている。百兆円といつたら、  
四国よりも大きい、九州全土の宅地資産額に匹  
敵するくらいですからね。それだけ大きな不良資  
産を抱えているというように言われているのが今  
日の金融機関の現状ですよ。だから、いまだに中  
小企業がお金を貸してくれといったところで、金を  
貸さぬ。

だから、あすも商工委員会では中小企業の金融の貸し付けの引き上げをやつたりする措置を議論するのですけれども、政府の金融機関を利用せざるを得ない。なかなか銀行は金を貸さない。金を貸さない理由は、不良債権を抱えているからですね。そういうような銀行が、私は子会社と思っていましたら銀行それ自体だった。そういうような今日の現状の銀行、金融機関が、株式会社の資金調達の方法を合理化し、社債権者の保護を強化するということをここにうたわっておりますが、これまで社債権者の保護ができますか。この管理会社をもう一回管理しなければいかぬ会社が要るんをどうですか。これはどうですか。

ますから、管理会社の債権管理についての経験とか知識、能力が十分に備わっていなければならぬい、こうすることになるわけであります。このような観点からいたしますと、従前から、これは社債募集の受託会社としてでございますけれども、主務官庁である大蔵大臣の監督のもとに社債の償還等の事務を担当してきた銀行、信託会社が最もふさわしい。あるいは現実に社債管理会社、社債権者の保護のために何らかの管理会社を置くということを考えた場合には、やはり銀行とか信託会社が最もふさわしい存在であると考えられるわけでございます。御指摘のように、バブルの崩壊によりまして銀

行がかなり多額の不良債権を抱えている状況にあるというようなことにつきましては私どもも新聞等により承知しているわけでござりますけれども、それでもやはり我が國の銀行は大蔵省の厳しい監督のもとに十分に社債管理会社としての職責を果たし得る力は持っているというふうに私どもは考えるわけでございまして、その点について特に心配することはないと思つておるわけでござります。

〔委員長退席、星野委員長代理着席  
（貞）委員　局長、私も、銀行、金融機  
は社会的な責任を果たしておるし、主

なんだ金を使つてくれということで土地を買わせたでしよう。それと同じことをやつてゐるわけですよ。本来、変額保険というのは、皆さん方のように金のあり余つた人に変額保険に入つてもらつて、我々のような金のない者は定期預金、定期保険。そして、金のあり余つた者にいろいろと利用してもらつて、それで運用して、非常に保険会社がもうけてくれれば保険金が上乗せされる。ところが、逆の場合は、うんと保険金が損をするとい

そこで、今局長は銀行を非常に信用してほしいと太鼓判を押された。その太鼓判を押した銀行だからということで今の変額保険の被書者が乗つたのです。銀行だからと云うので信用しておった。銀行が介在をして保険会社にその客を紹介する。紹介してもらった保険会社も安田生命、明治生命、日本生命ということだからこれまで信用する。一流の銀行と一流の保険会社が来て、あなたは、失礼なことを思われるよう言つて、土地が大変上がつてきているでしよう、相続には困りますよ、一つ相続に困らない方法があるのです、実はかくかくしかじかのことで変額保険の内容を、もうける分だけを話す。これは豊田商事のやり方と同じことなんです。

たさなくてはならぬと思うわけでござりますので、信用もしたい。しかし、小泉郵政大臣は郵便局より銀行の方がいいんだということで民営化を言つてゐるけれども、私は銀行より郵便局の方が安堵感がありますよ、安心しますよ。確かに、一般的に国民は金融機関を信用しているのですね。また信用しなくてはならないわけです。

ところが、国民の皆さんのが余りにも銀行を信用してきたばかりに、バブルの中で甚だ迷惑をかけてしまだに大変な苦労をされて、いつ死んだらいいだろ、早く死なないと子供がかわいそうだというような事態になつておる問題があるのであります。それが変額保険の問題なんです。銀行が宅建業者だと土地をいろいろ方だと企業に対しても

て、試験を受けて一定の資格を持った者でなければ変額保険の勧説をしたらいかぬということになつてゐる。まして、銀行の行員にはそんな資格があるはずがない。少なくて二千万、三千万という被害でございますが、そんなものは知れたものです。最高五十六億という被害者があるのであります。二十億、三十億の被害者がさらに出ている。

この間も私のところに三人が訴えてござりました。訴えられた一人は、言っておられますのは、これは大変なことであります。もうそれぞれ六十五、六から七十歳にかけたお年寄りの人たちばかりであります。そういうお一人の中に、こういふ訴えがございました。

明治生命と三菱銀行が来た。これは信用するでしょう、明治生命と三菱銀行といつたら。そして、平成元年に一億の契約をした。土地を担保にして銀行から金を貸しているわけですね。その金が、本人の懐に入るのじやなくて、横に、保険会社に行っているわけです。一億の変額保険の契約をしておる。ところが、この間言うてきて、もう担保能力がなくなりましたよ、どないするのですかと。二億のお金を借りて二億の契約をして、そこで初めて五千五百万円の負債ができるたということがわかった。何とひどいじやないですか。どうしようもない。一日も早く死なないと損をするのですよ。一日も長く生きるのじやなくて、一日も早く死なないとどうにもこうにもならぬという状態になつておる。

私の方に訴えてまいりました弁護士さんは、一日で百二十件抱えておるのです。この間、東京の第一弁護士会が一〇番をやつたら、その日に一〇番と同じ百十件駆け込みの相談があつたのですよ。これは余りちまたでとやかく言われていないので、こういう問題があるのであります。

一日も早く死ななくちゃならぬ。お父ちゃん、あんた自殺してといふよに奥さんが言つたといふ世帯もあるのですよ。おれは何でもおまえの言ふことを聞くけれども、死ぬことだけは堪忍してくれといふのです。そういうような事態が起きている。そういうような銀行を、あなたが今言われたように、胸を張つて信用しなさいと国民に言えますか。

○清水(滋)政府委員 変額保険というのは非常に利益が上ることもあるけれども損をすることもある、私は変額保険の専門家ではありませんけれども、いろいろな雑誌等でそういう知識は得てい

るわけでございます。そういう危険な変額保険に銀行が積極的に融資をして加入させたという事例は大変と思うわけでございます。しかし、その結果、バブルの崩壊によつて、融資金は返済しなければならない、しかし変額保険の保険金はぐつと下がつてしまつて、こうしたことだらうと思つてござります。いわゆるバブルの崩壊を契機として、金融機関をめぐるいろいろなそういうトラブルが起きているということ私も、私ども直接の担当ではございませんけれども、承知していないわけではございません。

ただしかし、今回の社債の管理会社という面について見ますとき、実は現在でも、社債を募集する場合には委託募集の会社として銀行を指定す

る。これは法律上の強制ではございませんけれども、委託募集の機関として銀行がこの働きをするということになつてゐるわけでございまして、現実には銀行にそういう委託をすることにいたしております。ただ、現行法上の銀行というのは、社債を発行する会社のために社債を募集する行為を

すると同時に社債権者のために一種の社債管理をするという、いわば発行会社と社債権者両者のための機関であるというような形になつてゐるわけですが、これは言われるのは当然です。また、そうなればいかぬ。ところが、その社会的責任を持つ金融機関がこういうことをやつてゐるから、今や、中小企業の皆さんや銀行から迷惑をかけられたさんは、そんなもの、銀行なんて何だというようなことです。

だから、いわばあなたの方はせつかく銀行を信頼して法の改正をされたのだけれども、もしもそういう管理会社がまた企業に迷惑をかけるようになつたら、何でこんな法律を改正したのだといつてしりを持ってきたいかぬので、銀行に対する行政指導というのは、大蔵省だけじゃなく、法律をつくった、商法を改正して銀行に管理会社という仕事をやらそつといふことを考えたあなたの方からも銀行の指導を手を緩めないでやつていただきたいといふことをひとつこの機会にお願いしておきたい、こういうふうに思つてござります。

このような仕事をやらそつといふことを考えたあなたの方は、厚生省へ行つたら、局長にすぐ会えます。法務省へ行つたら、局長に会われしません。どないしたらよろしいか、ちょっと教えてください。  
○和田(貞)委員 私、そうあつてほしくないので、この問題は大蔵の方の問題ですか、まだ大蔵の方で議論しますが、一例を挙げたのです。銀行というのは社会的に信頼の置けるもののなのだが、これは言われるのは当然です。また、そうなればいかぬ。ところが、その社会的責任を持つ金融機関がこういうことをやつてゐるから、今や、中小企業の皆さんや銀行から迷惑をかけられたさんは、そんなもの、銀行なんて何だというようなことです。

だから、いわばあなたの方はせつかく銀行を信頼して法の改正をされたのだけれども、もしもそういう管理会社がまた企業に迷惑をかけるようになつたら、何でこんな法律を改正したのだといつてしりを持ってきたいかぬので、銀行に対する行政指導というのは、大蔵省だけじゃなく、法律をつくった、商法を改正して銀行に管理会社という仕事をやらそつといふことを考えたあなたの方からも銀行の指導を手を緩めないでやつていただきたいといふことをひとつこの機会にお願いしておきたい、こういうふうに思つてござります。

このような仕事でございますので、これは大臣が、法務省と言つたらいいのか、ちょっととお答えしてもらいたいのですが、ここで大臣と話をするのも十分できる、局長と議論するのもできるわけです。ところが、私たちが法務省へ行きましたが、なかなかガードがかたい。局長に会おうと思つたつて会われしませんで。ほかの通産省だと具体的に教えてほしい、ひとつお願いしたいと思

におきましても、社債管理会社として銀行と信託会社等とした、こういうことでござります。  
○和田(貞)委員 私どもちょっととわかりかねますが、いろいろ銀行会社等とすることとはちょっと違う面があるのではないか、こういうふうに思つて次第

おきますが、この問題は大蔵の方の問題ですか、まだ大蔵の方で議論しますが、一例を挙げたのです。銀行というのは社会的に信頼の置けるもののなのだが、これは言われるのは当然です。また、そうなればいかぬ。ところが、その社会的責任を持つ金融機関がこういうことをやつてゐるから、今や、中小企業の皆さんや銀行から迷惑をかけられたさんは、そんなもの、銀行なんて何だというようなことです。

だから、いわばあなたの方はせつかく銀行を信頼して法の改正をされたのだけれども、もしもそういう管理会社がまた企業に迷惑をかけるようになつたら、何でこんな法律を改正したのだといつてしりを持ってきたいかぬので、銀行に対する行政指導というのは、大蔵省だけじゃなく、法律をつくった、商法を改正して銀行に管理会社という仕事をやらそつといふことを考えたあなたの方からも銀行の指導を手を緩めないでやつていただきたいといふことをひとつこの機会にお願いしておきたい、こういうふうに思つてござります。

このような仕事でございますので、これは大臣が、法務省と言つたらいいのか、ちょっととお答えしてもらいたいのですが、ここで大臣と話をするのも十分できる、局長と議論するのもできるわけです。ところが、私たちが法務省へ行きましたが、なかなかガードがかたい。局長に会おうと思つたつて会われしませんで。ほかの通産省だと

来月の二十三日になりましたら、私たちが何とか、アボイントメントを極力調整させていただいだり、誠実に対応させていただいているもの、こう考えておるわけでござります。

○和田(貞)委員 いえ、そんなしていたら言えへんが、これ。法務省には、局長の会い方あるいは部長の会い方、課長の会い方という内規でもあるのかねと私思つてました。  
○則定政府委員 お答えします。  
○和田(貞)委員 いえ、そんなしていたら言えへんが、これ。法務省には、局長にすぐ会えます。法務省へ行つたら、局長に会われしません。どないしたらよろしいか、ちょっと教えてください。

う。  
○杉原政府委員 お答えをいたします。  
私のことが問題になつておりますので、一言釈明をさせていただきます。  
私たちも保護局といたしましては、国会議員の先生とお会いするのに基準を定めたような内規も特別定めおりません。私たちもいたしましては、先生とあらかじめお会いするアポイントメントに従つて誠実に対応しているつもりでございます。  
私は、ちょうど三十五年ほど前だつたですが、先生とお会いするのに基準を定めたような内規も特別定めおりません。私たちもいたしましては、先生とあらかじめお会いするアポイントメントに従つて誠実に対応しているつもりでございます。  
従つて誠実に対応しているつもりでございます。  
今後もそのつもりであります。

ただ、国会議員の先生方とお会いする際には、議員の先生方と直接いろいろお話をしてもお話を伺うという趣旨にしてお会いすることでございます。  
から、それ以外の方につきましては、例えば記録するのに必要だという範囲内で人数を限つていたらございません。それで、例え記録するのに必要だとして、先生方指摘の三月八日のお約束の際にも、あらかじめ私の理解では、先生方委員の方五名と秘書の方、記録係として一名に限つていただきたいことでお約束をしたつもりでございます。  
それが、お約束の一時半になりまして、たしかそれ以外に二名別に同行されたということでありましたので、それではちょっとお約束が違うので、一応お約束に従つていただけれど、いうことをお願いしておりますところ、約束の時間以降、五分後にお帰りになつてしまつたということで、私としても結果として大変失礼なことになつてしまつたのではないかとうふうに思つておりますけれども、私もといたしましては、国民の代表でおられます国会議員の先生方を特に軽視しているということではございませんので、誠実に対応させていただくなつもりでありますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○和田(眞)委員 こんなことを余り言つてなにだけれども、保護局長、議員だからとか議員でないからとかというのではなくて、役所というの、やはり国民の皆さんのが人権問題についてある法のいろいろな改正問題についてあるのは保護の相談について、窓口を法務省としている政府に対

して陳情に来られればこれは積極的にお受けする、会つてあげる必要があるのではないかと私は思つのです。  
私は、ちょうど三十五年ほど前だつたですが、もつと若かつた、地方議員になりましたはやほやのときにある消防署へ行つたのです。ある消防署へ行つていろいろ話をしていたら、じつと座つたままで、うんうんと、こうですわ。顔も見ぬ。私はこう立つて物を言うとする。それで、おいていうことで差別したらいかぬと私は思つ。私たち議員というのは、やはり国民の代表なんです。国民の代表というのは、何も国民より偉いことじやない、国民の皆さん方の何万人かの代表として国会へ寄せていただいているだけのことなんです。私は、私たちよりもむしろ国民の皆さんに奉仕してもらいたい。私は断つても、国民の皆さんに来たら会つてやつてもらいたい。そういうような姿勢になつてほしいということを私は法務省に言つたのです。これは厚生省に行つたのでありますよ。これは厚生省に行つたのでありますよ。

ついでに言つておきますが、局長の場合はその付き添いは一人しかあかん。そのときに言つた、一人ですよ。五人聞いておるのだから、言わぬことない。局長は、一人しかいかぬ。しかし議員の秘書は何人でもよろしいと言つておるのであります。

課長は、何人でもそんなことおまへんと言う。だつてあなたに会つに行つたときのことだけじゃないのです。実は、刑務所では受刑者の皆さんが、ここでは家具をつくり、ここでは靴をつくり、ここでは何をつくりしておるでしょう。私のそばには大阪刑務所があるのです。ちょうど大臣の地元、出来島の、徳島刑務所、今、徳バスになつておるけれども、もう今は徳島の刑務所は宿がえしませんけれども、私のところは宿がえするところがあれへん。これは、大阪府下の中によそへ持つていくところがないのです。

それで私は、刑務所のことは、地域の皆さんとやはり親しくなつてもらわなかぬといふ思いで、一回壇の刑務所で、大体千五百人ぐらい受刑者がおる、年末に、大みそかにそば食べさせようかなどと思うて千五百食、どうや、そば持つてきたりなら、大臣に会おうと思うたら、どないしたらいいんよ。それで、そういう内規があるのかといふことをわざわざ聞いておるのです。よそはそうじやないのです。

そういうことを言われるから、私は法務省といふのは、失礼であればひとつお許しいただきたいと思いますが、官房長から局長七人、そのほとんどが全部検事さんですよ。まるで法務省というのは最高検察庁の出店やないかというふうに人に言われるわけですよ。法務大臣は最高検察庁を指揮しなければいかぬ。逆にあなた、最高検察庁の出店が法務省やといふふうに悪口を言つ人もあるわけですよ。そういうことがあってはならないと思ひますので、私はしつこく言いませんが、法の番人であり、人権を守らなくてはならない政府の窓口でありますから、やはり国民の皆さん方から部長さんにお会いしたい、局長さんにお会いしたい、課長さんにお会いしたいということであれば、それはあなた、おらないのに会わせたいということを言つておきたいと思うわけです。

あなたに会つに行つたときのことだけじゃないのです。実は、刑務所では受刑者の皆さんが、ここでは家具をつくり、ここでは靴をつくり、ここでは何をつくりしておるでしょう。私のそばには

大阪刑務所があるのです。ちょうど大臣の地元、出来島の、徳島刑務所、今、徳バスになつておる

けれども、もう今は徳島の刑務所は宿がえしませんけれども、私のところは宿がえするところがあれへん。これは、大阪府下の中によそへ持つていくところがないのです。

それで私は、刑務所のことは、地域の皆さんとやはり親しくなつてもらわなかぬといふ思いで、一回壇の刑務所で、大体千五百人ぐらい受刑

者がおる、年末に、大みそかにそば食べさせようかなどと思うて千五百食、どうや、そば持つてきたり

うかと言うたら、いやいや、もうそんなんしてきてもうらたらこんなんできしまへんということであれ

ば、これは刑務所で分けでもううたんやと

いふこと、大臣、ひとつ耳にしておいてください。

それで、もうしようがないから帰つてきて、ちようど前の秘書課長さんを通じて注文せなしや

かない。余りまけてくれへんかっただけれども、しかし、まけてくれる、まけてくれぬにかかわらず、そういう市民の皆さん方が欲しいということであれば、これは刑務所で分けでもううたんやと

いふこと、祭りに子供が刑務所で分けでもううたんやと、そういうふうに喜ぶわけでしょう。そういうふうにこしをかついで喜ぶわけです。そういうふうにこしをかついで喜ぶわけです。

から、やはり私は心してもらいたいということをこの機会にお願いをしておきたいと思うわけですか

ら、やはり私は心してもらいたいということをこの機会にお願いをしておきたいと思うわけですか

う。どうぞ法務省も、ぜひとも人権を守らなくて

はならない政府の窓口でございますから、そういう面でいろいろなお話を申し上げましたけれども、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思いま

す。そんなことで、この法律の運用に当たってはぜひとも国民に迷惑をかけないように運営してもらいたい、こういうように思います。が、最後にひとつ大臣の方からおつしやつていただきて、質問を終わりたいと思います。

○後藤田國務大臣 どういう経緯があつて和田さん御不満をおかけするようなことになつたのかわかりませんけれども、いずれにせよ、役人はやはり役所の窓からだけ世間を見ておつてはわかりにくいということですから、本来的ないろいろな忙しい仕事もありますから、時間の制約等は御理解願わなければなりませんが、できる限りは外部の人とよくお会いもするし、御意見も聞いて、そして初めて全体の動きがわかる、これが行政の上に適切に反映する。こう思いますから、そういうつもりでこれからはやつていただきたいな、私自身はさよう考えておりますので、そのつもりでやつていただきたい、こう思います。

○和田(貞)委員 ありがとうございました。終わります。○星野委員長代理 小森龍邦君。○小森委員 大分遅くなりましたが、慎重な審議ということで、私の方からもしばらくお尋ねをしたいと思います。

まず、質問の着眼点といいますか、そういうものについて御理解を賜つて、そして的確な答弁もいただきたい、かように思つてあります。

私は、商法であれ、私どもが審議いたしましたこれまでの例えれば外国人登録法であれ、あるいはまた借地借家法の問題にしても、入国管理法の問題にしましても、少しずつ改正をしてきておるその歩みというものは、時代の動きといいますか時代の発展に即して法律が改正をされておる、簡単に言うとそういうことだと思いますけれども、その時代の動きと同時に、日本の社会の持つている

体質というものが相当程度おくれておる。

これは明治の改革のときもびっくり仰天して、慌てて驚いて、諸外国との関係から見たら大分ギヤップがあつたわけでありまして、そういう意味で、私は、今回の商法の改正も、日本社会といふものの持つてゐる前近代的不合理性といいますか、江戸時代などではないですけれども、おくれておる点を一つずつ是正していくこうという取り組みではないか、こういうふうに思つてゐるんです。そういう観点で、そこを一つずつ確かめるということは、社会の経済的な動きといふものと商法は非常に深い関係があるわけで、社会の経済的な動きの集約されたものが個々の人間関係に反映をしておる、私はかねてからそう思つておるのあります。

その最も私どもが頭を痛めておる問題は、部落の人とよくお会いもするし、御意見も聞いて、そして初めて全体の動きがわかる、これが行政の上時代の封建的感覚の残滓というような單純な見方をしてはいけない、こう思つておるわけで、これは部落問題のみならず人間の関係をどのように合理的にしていくかということがすなはち民主主義を追求する道でありますから、そういう意味で、きょうは全体の質問の流れといふものがそんな考え方で尋ねておるわけでござりますので、それをひとつ念頭に置いて個々の具体的な問題についてもまた言及していただきたい、かように思つます。

そこで、けさほどでしたか、どなたかの質問について御理解を賜つて、そして的確な答弁もいただきましたけれども、一つには、我が国の会社法というのが戦前は主としてドイツ法、大陸法系のスタイルをとつて、それが昭和二十五年にアメリカ側が一部取り入れられたというようなことから若干アメリカ法的でもあり、しかしながら法的ではない、そういうような食い違ひの点があるわけでござります。どちらがいいかということはそう簡単に言える問題ではないとは私ども思つておるわけでございますが、そういうことから、アメリカ法の立場から見た日本の会社法というものにつきましていろいろな問題提起が実はされたわけでござります。

そういう問題の中には、私どもの方から見ますと完全な日本の会社法の誤解ではないかとか、あるいは到底それは日本の実態に照らして受け入れられない、問題にならないというような意味で押し返した問題も多々あるわけでございますが、一方におきまして、私ども先ほどもちょっとお答え申し上げましたけれども、昭和四十九年改正を契機といつしまして会社法の根本改正作業というものを実は継続的に始めているわけでござります。それが一つには昭和五十六年改正であり平成二年

くやれと言うて私らせかされたものであります。あれこれやはり日本の社会といふのは、外圧に対してはかなり機敏に動くけれども、みずから为主体的な動きで民主主義といふものを実現していく

ことがあります。それで、たまたま一致したと言われるならば、それまでのこの問題に対する、今回の商法改正に対する、今回商法改正に対する事前の行政側の準備といふものが果たして構造協議とは別に独立して物が前に進んでおつたかどうかということも確かめたいと思ひますので、その点をちょっと説明いただけませんか。

○清水(謙)政府委員 日米構造協議におきましてアメリカ側が日本の会社法、会社制度のあり方についていろいろな問題提起をしたというのは事実でございます。

そういう背景にはいろいろな考え方があると思いますけれども、一つには、我が国の会社法というのが戦前は主としてドイツ法、大陸法系のスタイルをとつて、それが昭和二十五年にアメリカ法が一部取り入れられたというようなことから若干アメリカ法的でもあり、しかしながら法的ではない、そういうような食い違ひの点があるわけでござります。どちらがいいかということはそう簡単に言える問題ではないとは私ども思つておるわけでございますが、そういうことから、アメリカ法の立場から見た日本の会社法というものにつきましていろいろな問題提起が実はされたわけでござります。

そういう問題の中には、私どもの方から見ますと完全な日本の会社法の誤解ではないかとか、あるいは到底それは日本の実態に照らして受け入れられない、問題にならないというような意味で押

し返した問題も多々あるわけでございますが、一方におきまして、私ども先ほどもちょっとお答え申し上げましたけれども、昭和四十九年改正を契機といつしまして会社法の根本改正作業というも

度改正である、こうしたことになるわけでございまして、平成二年度改正におきましてもさらに会社法の整備改善を図れということでいろいろな附帯決議もいただいているところでござります。

そういう議論の過程の中で、例えばいろいろな会社の不祥事が起るというような問題がございました。まして、株主の権利をもつと強くするとか監査制度の強化を図るという議論が実は法務審議会の内でもされたいたわけでござります。そういう時期にアメリカ側からも株主の権利の拡充の問題、これは社外重役というような形での問題提起でございましたけれども、この監査制度の問題といふ問題につきましてはかなり強いアメリカ側の問題提起があつたわけでござります。しかし、具体的に言えばどういうふうに改善をしろとか、あるいはどういうふうな要件のもとに株主の帳簿閲覧権の点をつましましてはかなり強いアメリカ側の問題提起があつたわけでござります。

私どもいたしましては、そういう問題については十分に問題意識を持っており、現に法務審議会の商法部会で検討を進めておるところであると云ふことを述べまして、実はそのとおりにそれぞれの年次報告書に記載されているわけでございました。

私どもいたしましては、そういう問題については十分に問題意識を持つております。したがいまして、今回の改正というのは、アメリカ側に日本政府が約束としてこれをし、その約束の履行としてこの改正をする、こういう筋合のものではございません。私ども、あくまでも日本政府の立場から現在の会社法のあり方というものを素直に眺めまして、さらに改善すべき点があるということとてこのよつた改定案をまとめ上げた、こういうことになるわけでござります。

○小森委員 そうすると、法制審議会の商法の部会においてそういうことはやろうと思っていたんだというアメリカに対する答弁は確かにあったの

ようとは思ひませんけれども、記録を見てもそれは同時並行しておつたものだということは客観的に言ひ得るのですか。それとも単にアメリカに對して格好よく、いや、うちもやろうと思つてたんですと言つたのか、その辺はどうでしようか。

○清水(満)政府委員 例えは、最初の平成二年六月の日米構造協議問題に関する最終報告では、「商法によるディスクロージャーの制度及び株主の権利の拡充並びに合併の彈力化等について、今後の法制審議会において検討する。」という日本政府の意思を表明いたしております。既にその当時、商法によるディスクロージャー制度というのは大変な問題でございまして、実は平成二年度の改正の審議の際にも御議論がございました。日本の大企業特に中小会社の計算の適正化、これを対外的にディスクロージャーするということについてどういう方策をとったらしいかというようなことで、昭和五十年代から議論されてゐる問題でございます。

それからまた、株主の権利の拡充の問題につきましては、実は五十六年改正で株主総会の制度の抜本改善をして、株主の提案権あるいは質問権といふようなものを法制化するということをいたしました。その後、さらに株主の権利を強化するにはどうしたらいいかという視点からの議論がされていったわけでございます。さらに、當時もう既に合併の弾力化、これは最終報告では「合併の弾力化等」となつておりますけれども、私どもの昭和四十九年以来の商法の根本改正作業の問題として、最低資本金制度をいわば片づけた後においては企業の合併・分割等についての問題に着手をすることで、一つのプログラムがつくられていました。たわけでございますから、そういうものについて現在日本政府としては一生懸命やつていています。そういうことをアメリカ側に伝えたということでございます。

アッパーの年次会合が開かれているわけでございま

すが、そういう議論の過程の中でアメリカ側がさらにそれに関連するいろいろな細かい問題点を指摘しておるということでございまして、アメリカ側の問題意識と私どもの問題意識がいわば合つたものについてはフォローアップの年次報告書にも記載をされている、意識が合わないものについては私どもの方が拒否をするという形で、アメリカが一方的にそういうコメントを発表するということが行われてきたわけでございます。

○小森委員 そういうふうに客観的に既に物事が始まつておつたということを聞かせてもらいまして、少しほも、日本の歴史的な進行方向についてそれならまだ慰められるところがあるな、こう思うわけです。

そこで、余り宙に浮いた議論だけをしておつてはいけませんので、例えは今回提案になつておられます株主の代表訴訟の目的価額を九十五万円にして、これは訴訟がやりやすくするという意味だと思うのですが、このことをめぐつてアメリカならアメリカ、大体アメリカもそれはやりやすくするように努力してきていると思いますが、大きさに言えれば国際比較、日本はどの辺の水準か、この辺どうですか。

○清水(満)政府委員 この代表訴訟の活性化ということについてアメリカ側が非常に关心を持つていたということは間違のない事実でございます。実は、アメリカにおける会社訴訟、この代表訴訟というのは非常に多いというふうに言われてゐるわけでございますけれども、日本では非常にこれが少ない。一体それはなぜなのかというような議論がございました。それは、例えは代表訴訟を提起した場合に、場合によつては裁判所が担保の提供を命ずるということがネックになつておるのではないかというような指摘がありましたが、いや、これは悪意のある訴えの提起がされども、いかでこれはむしろ、戦後、アメリカのカリフォルニア州法を参考として日本がつくつた制度であつて、これは原告の訴えの提起がされども、いかでこれはむしろ、戦後、アメリカのカリ

いただいたということになつてゐるわけでござります。ところが、訴額、つまり九十五万円とみなすと、こうしたことがありますけれども、そういう事実が指摘されていたということでおざいます。

○小森委員 これは、私が衆議院の法務委員になつてから、何かほかのことの審議中にも、株主の代表訴訟ではないけれども、訴訟の目的の価額の間も裁判所の判決例が出たかと思ひますけれども、裁判所の窓口で株主が代表訴訟を提起する場合の請求権の価額、つまり請求権の価額に応じて印紙を貼付するべきなのか、あるいは今回の改正案の中身となつておりますように、一種の訴額算定が不能であるというようなことで九十五万円とみなすという扱いにするのがいいのかということが、こういうことで、裁判所の窓口の取り扱い自身が少し乱れていただと申しますか混乱をしていました。こういうような背景があるのでございまして、いずれ最高裁判の判例が出れば解決するということがあるかも知れませんけれども、現実に訴訟を起こすという立場から見ますと大変な問題でござりますので、これはきちっと法律で明らかにした方がよろしい。

その場合どちらをとるかという問題が一つあるわけでございますけれども、代表訴訟を提起やすくするという意味であるならば、訴訟の目的の価額を九十五万円とみなす、具体的には八千二百円の印紙を張ればこの訴えを提起することができるのでございます。そういうような観点から今回の改正案がつくられておる、こういう経過になつてゐるわけでござります。

○小森委員 そうすると、これは従来の、つまり現行法からいくと、そういう訴訟の目的の価額といふふうに私は思ひますが、それは君のひがみだ、それは君が受けた君の生育歴から余りにも日本社会を変えておる、こういうもののかどうか、大臣の頭を煩わすようですが、大臣、どうですか。

○後藤田国務大臣 私は、小森さんが一番最初に御質問なさつた日本の社会といひますか法律の制度といひますか、いろいろなあれは、日本の国民の意識とでもいひますか、そういう面に大変に近代的な残渣が色濃く残つておるではないか、そしてとかく外圧がなければ改革ができるないといつたような点がありますかといひますか、いまして、私は率直にそれはそういう傾向があると認めざるを得ないと思います。これは日本社会全体のことであろう、こう思います。

ただ、それじや役人がどうかなといひますと、

私も三十年ばかり役人をやっておりましたので感じるのですが、政治はやはり時代の動きというものを敏感にとらえて、先見性を持つて、そして国民的な政治課題、こういうものを一つ一つ解決をしていく、ここに政治の価打ちがあると思います。その政治が決めたことを役人というのは法律あるいは予算といったようなものを通じて行政としてそれを施行する、こういう立場ですから、長い経験から見まして、やはりこういうように、またまるつきり違う社会へ飛び込んでえらく違う社会の比較ができるのですが、何といっても役人というのは保守的です。これだけはもう間違いがございません。殊にまた法務省という役所は、担当しておる仕事の法律そのものが、商法にしろ刑法にしろあるいは刑訴・民訴、すべての法律が、何といいますか、ほかの省と違つて一番基礎的な一番難しい法律の施行を担当しておるということには非常に難しい立場にあるのではないか。

だから、こういう法律を直そうとしますと、私はよく言うのですが、例えば刑法改正なんていふのも、刑法の草案というのはできて何年になりますかね。草案ができる、それでもまだ完全できていない。あるいは刑法にしろ民法にしろ商法にしろ、ともかくまだいま片仮名のベカラズ法律ですね。言葉自身が今の人々にわからない。早く直せばいいではないかと私はすぐ思うのですけれども、何せ基本法でございますだけに慎重にやらなければならないな。そうなると、冬柴さんなんかあるいは御関係があるのかどうか知りませんが、法制審議会という、僕らの頭で見たら、これぐらいなかなか勉強もするんだけれどもかたい審議会の中にはないなと思つぐらいの制度の仕組みの中を通らないとできないといったようなところがあるのであります。

だから、ここは小森さんにも法務省というものの仕事の性格を何とかひとつ御理解をしていただきたいな。しかし、法務省の役人の諸君もそういった雰囲気、環境の中で、やはりこれだけ

時代が変わったんだからそれに従つてきちんとやるべきことをやろうという考えは、私はどの職員も持つておるんだ、この点、まだ私は疑いを持つておりません。ただ小森さんがおっしゃるようにおかれられた役所の立場でも実際はあるのだということがないのか、こうおっしゃられるとそこを否定するというわけにもいかない。しかし、それが置かれた役所の立場でも実際はあるのだということがないのか、こうおっしゃられるとそこを否定するといふうに思ひひとつ御理解をしていただきたいな、かよ

○小森委員 主に民事局長とやりとりをするわけですから民事局長を私がほめるわけではないけれども、やはり事が民事の仕事ですから、私の感触では、いただけだからではない割合懇切丁寧にやつてもらえる。したがつて、法務省が全部いけないという考えは私は持つていてないのです。たゞ、大衆との触れ合いのところで、従来の古い感覚で権力的に出なければならないという習慣に浸つておるところはやはりかなり権力的である、こう私は思うのです。

この間私、決算委員会で、通産省相手の決算委員会でしたので経済のいろいろな問題の分析を私なりにさせてもらつて、そのときに同和対策審議会の答申が経済の二重構造ということを指摘しておるし、そのずっと前の五年か七年前に、昭和三十二年ですか昭和三十七年ですか、そのあたりで

廣島法務局の尾道支局へ、人権侵害でひとつ啓発

なりしかるべきことをやつてくれと頼みに行つたことがあります。尾道市ももう辛抱ならぬ、我慢ならぬということで、尾道市と尾道市の教育委員会が広島法務局の尾道支局へ、人権侵害でひとつ啓発なりしかるべきことをやつてくれと頼みに行つたことがあります。その問題が実はたつたこの間、七年か八年前のことですよ、たつたこの間説示になつたのです。説示というのは言うて聞かすことなどあります。

それで、それはけしからぬじやないかと私が人権擁護局長に言うたら、前の人権擁護局長と違つて今度の人権擁護局長は、率直なといいますか、それはどうも申しわけがありませんでした。そんなに長くかかつたということは申しわけありませんでしたと言わされたから、私は気をよくして、先ほどのことは答弁をもらわずにすつといつたという経過があるのです。

法務大臣、法務省の中の状況というのは、そんな明々白々たる差別言辞について、今すぐ注意をしてくれば、市民も関心を持っておる社会啓発が前に進むんだが、何とかしてくれないかといふことで私が尾道の法務局に頼みに行つたときとは同時に人間の頭の方もそれに見合つたよ

うことです。七年間たつてようやくし

たのですよ。そして、そういうことをしたとい

す、明快な答えはなかつたですけれども、そこらはうまくごまかしますね、官僚はうまいこと難しい答弁はさつとほかのことを言うてやりますが、私はそのときによつとほかのことを考えておかなければなりません。ただ小森さんがおっしゃるようにおかれられた役所の立場でも実際はあるのだといふことではありません。ただ小森さんがおっしゃるようにおかれられた役所の立場でも実際はあるのだといふことではありません。ただ小森さんがおっしゃるようにおかれられた役所の立場でも実際はあるのだといふことではありません。ただ小森さんがおっしゃるようにおかれられた役所の立場でも実際はあるのだといふこと

です。

その気分をよくしたのは何かというと、実は広島県の尾道市というところで結婚差別の事件がありまして、それは直接結婚が壊れたというのではなくて、ある女性が、どういう思いなのか県の教育委員会とか市の教育委員会にどんどん電話をかけて、「私は言つておきますけれども部落の者とうちの子が結婚するというたら反対しますからね。反対するのが何が悪いですか」と、何を思うのか問わざりにばんばんやつたという事件があつたのです。

そこで、話をもとに戻しますが、代表訴訟に勝訴した際に、要するに株主に對して費用弁償する

ことは当然のことであります。今回、単に弁護士費用のみならず、その他の費用という文章が

条文の中にあるわけでありまして、それはどうい

うものを探定するかということについて御説明い

ただきたいと思います。

〔星野委員長代理退席、委員長着席〕

○森脇政府委員 代表訴訟を提起して勝訴した株主が会社に費用償還請求できるものにつきまして、従来は先生御指摘のとおり弁護士報酬が定められていたわけですが、このたびの改正案では、そのほかに「其ノ訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノ」とい

うのを加えたわけでございます。

これの具体的な内容は何を意味しているかとい

う御質問でございますが、例えば訴訟提起に先立つて事実関係の調査をしたといったような場合のそ

の調査費用といったものがこれに含まれると考えられるところでございます。それ以外の費用としましては、訴訟委任のために弁護士の事務所への往復に要した旅費、あるいは書類提出のため裁判所に出頭した場合のその旅費、あるいは司法書士に支払つた費用といったようなものがこれに含まれるというふうに考えております。

○小森委員 それは大体常識的に考えられるところであります。が、ひとつ私は具体的に私の考えるところを提示して、それがこの法律の考えておる

中身に合致しておるかどうかをお尋ねしたいと思

うのであります。

代表訴訟で会社の問題点をある程度証拠固めを

して訴訟で勝とうと思うと、やはりいろいろな準備をしなければならない。例えば私立探偵に頼んで、興信所みたいなものに頼んで、自分が想定しておるこういう事実があるかないか調べてもらいたいというようなことにはかかる費用というのはこの法律の範囲内に入るでしょう。

○清水(謹)政府委員 先ほど審議官の方から答弁いたしましたが、結局事実関係の調査費用、訴訟を起こすということになりますと、弁護士さんに対する報酬というのもかなりの金額になる場合があるかと思いますけれども、その前提として、あるいは弁護士さんに頼んだ後もそういうことが起こるかもしれないが、事実関係を調査する費用というのは相当のものが考えられるわけだと思います。その事実を調査する方法としてどういう方法が最も合理的かということになると、それが起きたら弁護士さんには頼むべきだ、あるいは弁護士・バイ・ケースで判断せざるを得ないと思いませんけれども、そういう方法を用いての、私立探偵というのが具体的に合理的な方法であるかどうかについてはケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないと思いませんけれども、そういう方法を用いての、私立探偵というのが最も合理的かといふふうに考えているわけでござります。

○小森委員 そうなればかなり代表訴訟がやりやすくなるということで相当合理性が、その幅を持ってきた、こういうふうに判断をすることがで

きると思います。

それで、問題は、今政局を騒がせております佐川急便の金丸五億円事件に端を発し、さらに不正蓄財というような問題が起きた際に、もう方も問題だが出しますけれども、そういうふうなことで、不

透明であつたものがかなり透明になるということにはわかりますが、なるべく使途不明金はないよ

うにしたいんだ、こういうことなんですが、

何か制度的に歯止めをかけるというようなことについて国税庁は、こういう扱いというものはやむを得ざる処置としてその意味は極めて消極的である、こうしたことなのか、いや、それは会社のプライバシーを守る、産業、経済を発展させためには積極的な意味を持つておるんだと言われるのか、その点をちょっとと国税庁の方から聞かして

○藤井説明員 お答え申し上げます。  
いたいと思います。

国税当局といたしましては、使途不明金を使途不明のままにしておいてよいという考え方とはどちらとも思っていませんでございまして、私どもは、使途不明金というものがございますれば調査等に当たりまして、その使途の解明、支出先の把握に特段努力を払っているところでございます。

ただ、私ども、税務調査はいわゆる任意調査を基本としておるところでございまして、どうしても使途を明かせないというような事態がございまして最終的にその使途が判明しない、こういうことがあることも事実でございまして、そういう場合には、委員が先ほどその御質問の中で言われました言葉をおかりすれば、やむを得ざる措置として、その使途不明金につきましては損金の額に算入しない、こういう取り扱いをしているところでござります。

○小森委員 先ほどの代表訴訟の問題もある程度

合理的に割合やりやすくなったり、後ほどまた問題にしたいと思います会計帳簿の閲覧監査権の問題も十分の一から百分の三ということで、数字的に見たら割合前進しております。しかし、実際の今日の我が国会社において百分の三というのがどれくらいの意味を持つかということはまた後ほど議論にいたしますが、そういうふうなことで、不透明であつたものがかなり透明になるということにはわかりますが、なるべく使途不明金はないよ

うにしたいんだ、こういうことなんですが、

何か制度的に歯止めをかけるというようなことについて国税庁は、あくまでも使途を解

明していくことで努力を続けてまいりたいと思つて

います。

最終的に使途が不明なものについての扱いにつ

いてさらなどういう措置がとれるかということに

つきましては、私ども執行当局でござりますので特に発言は控えさせていただきますが、現在これを損金に算入しないという扱いをしておるところをございまして、現行税制上の措置としては可能な限りの厳正な措置をとつておる、私どもはこのように考えておるところでござります。

○小森委員 後ほど法務大臣の意見も再度聞きたいと思いますけれども、やはり使途不明金というものがいわゆるやみ献金に回る可能性が強い、こういうふうに思つておるわけであります。それで、ここのこところをきれいにするということも何本かの柱の一つだ、政治をきれいにするというの何本かの柱の一つだ、こういうふうに思つておるわけであります。

そこで、政治の腐敗の問題のところまでつい私

も言及をしてしまいましたので、ついでのこと

ひとつ法務大臣に御意見を承りたいと思います。

今、政治改革の重要なポイントとして、選挙制

度の改革というものが俎上にのつております。私

どもは、もちろん社会党と公明党がいろいろ協議

をして提案をしておるもののが最良、最善のもので

あると思っております。しかし、自民党的方は小

選挙区制を打ち出されておる。それぞれ一つの物

の考え方、政治哲学に基づいてやつておるわけ

で、その哲学の領域にまでわたつていろいろ議論

をするということはできませんが、私はこの間か

ら衆議院本会議でも、また先般藤田法務大臣が

どなたかに答弁をされておることを聞いて、一つ

非常に気になることは、つまり現在の中選挙区は

金がかかる。

金がかかるという事実は認めますけれども、金がかかるというふうなことを言つたときに

かかるというふうなことを言つたときに

二八

○後藤田国務大臣　おっしゃるように、政治と金の問題、基本はやはりそれぞれの候補者の倫理観ではなくて金をかけておるのではないですかと言ふから、私はちょっと拍手を送つたんですけれども、今私が言うようなことを明らかにしての議論にまだなってないと思いますね。法務大臣、どうですか。

つくつしていく、こういうような選挙運動が私は実態だと思うのです。自民党的先生方、今お二人いらっしゃいますが、いかがでござりますかね。大体そういうようなことになるものですからね。かく過ぎてることも事実なんです。

るのが実態ではないのかな、かよううに考えるわけですが、さいますから、こらでお互いにこの制度はひとつ、今はまだ建前論でやつておるようですが、れども、お互いに話し合つて、何とかひとつこれ改めたいものだな、かよううに思ひます。

いうたら、この間の区には、自民黨のある候補者が二万票減った分私が二万票ふえておるので。二つ一つの町を見るとわかりますわ。これは例えば宮澤さんの票が減っただけが私になつたとか、あるいは龜井さんの票が減つただけが、どの村はわ

○後藤田国務大臣 おっしゃるようには、政治と金の問題、基本はやはりそれぞれの候補者の倫理観といいますか道義心、これが基本になきやならぬことは当たり前の話です。

土井さんのあれもよくわかる。よくわかるが、  
土井さんのところでは、社会党はあいいう選挙区  
は全国にはそうようけない、自民党は常態ですけ  
れどもね。堀さんという人がおるんですね。この  
二人の競争するや、こしままで激しい争ひがあ

○小森委員 これで余り時間をとつてはいけないのですけれども、もう少し物を言っておかなければいけかねと思いますので申し上げるのであります。結局、自民党が競り合って社会党が影響を受ける、公明党が影響を受ける。これは事実です。

しの方になつたとかいうことわかりますわ。  
そうすると、結局、自民党の中の内輪げんかで  
なしに、選挙区は選挙区としての機能を發揮して  
おると私は思うのです。けれども、私は、中選挙委  
員会に今ござるるところござりますよ。

今かかるておるのはどうなんだということになる  
と、これは確かにそういう観念の薄い人の場合に  
は、かかる以上にかけ過ぎておるということも事  
実だと私は思いますね、それは。ただ、野党の皆  
さん方と私どもの違いは、同じ選挙区で複数立  
つ、そうしますと、社会党や公明党や共産党の皆  
さん方の悪口を幾ら言ってみても、非難、攻撃し

るんですね。だから同士が相打つ選挙というの  
は、やはり小森先生、金がかかるんですよ、かか  
る。かけ過ぎも事実だけれども、かかる。  
だから、私は、やはり今のような制度というも  
のは、日本的な割合ソフトな結果の出る選挙で  
ありますけれども、有権者の諸君が政権の選択を  
やるというのが選挙だということの観点に立て

金を使うから、不公正競争で我々が影響を受けるのです。このところを考えてもわないと、だから私は倫理観が大事だと思うのですね。

この間も、本会議で、私の隣の方から、おまえら多數党になつてみろというやじが飛んだのです。私は、おう、金を同じように使ってみるか、

これは党が方針で出しておるのでですからその方向に向かっていくわけですけれども、しかし法務大臣、議論の仕方というものをもうちょっとと考えて、客観的なのをやつていただきたい、そうしないと歩み寄るいうても、議論のところからそこが整理されないとみんな納得しないですからね。そういうことをつけ加えておきたいと思います。

お互いの中のとり合いになつてくるのですね。それでもこれは別段どうにもなりません、どうしても、中のとり合いになつてくるというと、これは政策の争いではなくて、ましてや党対党的の戦いでもない。しかも、今の制度だと、大体一〇%ぐらいとれば当選できるんですね。そうなると、やはり常日ごろのサービス合戦。そして、それが特殊利益、特別のそういう一〇%の人相手のサービ

は、今の選挙をいま一度見直してお互にひとつ再出発をする一つの時期に来ておるのではないかな、こう思います。

お互いに負けんぞ、こう言うたのですよ、それは本当によく考えてみて、電話機三台や五台と八十台と勝負して、余り違わぬくらいとのですからね。だから、金を同じ使うたら絶対負けぬぞと言つてやじで応酬したのですがね。

つまり、何か今の小選挙区制を議論する場合に、自民党の中の金の使い方による競争によつて、自民党だけが迷惑をこうむつて、ほかの者が

それで、もとの商法の問題に戻りますが、会計帳簿の閲覧書きについて、今度は発行株式の百分の三になつて、従前は十分の一ということことで、実際問題としては十分の一が百分の三になる。つまり、十分の一から思うたら、この数字は随分持株の低い数字で会計帳簿の閲覧書きができるということに条文を見たら見えるわけですが、実際は何とかこの程度のところまではできるんだ、例えば

スだけでも確保すれば当選する。勢い、お互にそういうことで、派閥ももちろんそういう意味でできてくるし、それから選舉の際にも、どうしてもサービス合戦。

員ですかね。私は自民党。おかげさんで、与野党で党が違いますから、けんかしたことはありますせん。

迷惑をこうむつておる——むしろほかのの方が多い迷惑をこうむつておると私は思うのですけれどもね。そういう点も考えてもらつて、自分の党の都合だけでこの論理を組み立ててもらつては困るところにござつたる。

分の三の株式を持つておる者は、ある会社からい  
うたらどれぐらいの人がおられる、上位例えは百  
人くらいまではそのくらい持つておられるのだと  
か、あるいは上位十人ぐらいしかそこは手がたわ  
ぬぎない、ちょっと未だまことにひとつ

選舉の前の日附の政治活動これもまたやに個人の後援会、それを中心に、何といつても後援会という城をつくらぬことには選挙にならない。そうすると、城をつくるのには金がかかる。これは本丸のある城だけでは足りませんわね。そういうと同じ保守の中で、相手のところへ切り込んでいいって出城をつくるわけですね。そして、本丸の方もできるだけ堀を深くして、そして幅も広げる。攻め込まれないようにしなきゃならない。出城の方はできるだけあつちこつち出城を

いがあると、それは自民党だけでなしに野党にも影響を及ぼすというお話をありましたね。これは事実です。それは、激しく保守が争うと、どんなことでも社会党なり公明党さんの方にも票の影響が及ぶ。そうすると、どうやるかといえば、なんだん社会党も公明党さんも、率直に言いまして、それは昔のやり方とは変わりましたね。金が相当かかり出してきておるのではないか。ボランティアアという運動がほとんどなくなつてきておりましたけれども、自民党の中でもいろいろ激しい争いがありました。

いふことなつてすね  
それから、法務大臣、一つはこういう点がある  
と思うのですよ。  
私の広島県三区でも、今まで一番、二番、三番  
が全部自民党で、四番、五番が社会党と公明党と  
民社党がときどき入れかわつたりやつておったの  
です。だから、広島三区は定数三と定数二の選挙  
区が二つあるんだ、こういう意味のことをよく新  
聞から冷やかされておつたのです。けれども、や  
りようによればどういう結果が出てきておるかと

めのたとえかね。ことそれからそのことにいたしては詳しくないから、おおよそ頭で整理できるような数字的なことで答弁していただけないでしょうか。

るのが実態ではないのかな、かようを考えるわけ  
でございますから、こらでお互いにこの制度は  
ひとつ、今はまだ建前論でやつておるようですが  
れども、お互いに話し合つて、何とかひとつこれ  
は改めたいものだな、かよう思います。

○小森委員 これで余り時間をとつてはいけない  
のですけれども、もう少し物を言つておかなければ  
ばかりかねと思ひますので申し上げるのですがこれ  
も、結局、自民党が競り合つて社会党が影響を受ける  
が、公明党が影響を受ける。これは事実です。  
ね。しかし、私たちが言ひたいのは、その自民党が  
金を使うから、不公正競争で我々が影響を受ける  
のです。ここのことろを考えてもわないと、だから  
私は倫理観が大事だと思うのですね。

この間も、本会議で、私の隣の方から、おまえ  
ら多数党になつてみろというやじが飛んだので  
す。私は、おう、金を同じように使つてみるとか、  
本当によく考えてみて、電話機三台や五台と八十  
台と勝負して、余り違わぬくらいとのですからね。  
ね。だから、金を同じ使うたら絶対負けねぞと  
言つてやじで応酬したのですがね。

つまり、何か今の小選挙区制を議論する場合  
に、自民党の中の金の使い方による競争によつ  
て、自民党だけが迷惑をこうむつて、ほかの者が  
迷惑をこうむつておる——むしろほかの者の方が  
迷惑をこうむつておると私は思うのですけれども  
ね。そういう点も考えてもらつて、自分の党の都  
合だけでの論理を組み立ててもらつては困ると  
いうことが一つですね。

それから、法務大臣、一つはこういう点がある  
と思うのですよ。

いうたら、この間の区には、自民党のある候補者が二万票減った分私が二万票ふえておるので。一つ一つの町を見るわかりますわ。これは例えば宮澤さんの票が減っただけが私になつたとか、あるいは龜井さんの票が減つただけが、どの村はわるいの方になつたとかいうことがありますわ。

そうすると、結局、自民党の中の内輪げんかでなしに、選挙区は選挙区としての機能を發揮しておると私は思うのです。けれども、私は中選挙区制に今こだわるというのじゃないのですよ。それは党が方針で出しておるのでからその方向に向かっていくわけですけれども、しかし法務大臣、議論の仕方というものをもうちょっと考えて、客観的なやをやつていただきたい、そつしないと歩み寄るいうても、議論のところからそこが整理されないとみんな納得しないですからね。そういうことをつけ加えておきたいと思います。

それで、もとの商法の問題に戻りますが、会計帳簿の閲覧書きについて、今度は発行株式の百分の三になって、従前は百分の一ということで、審査問題としては十分の一が百分の三になる。(つまり、十分の一から思うたら、この数字は随分持株の低い数字で会計帳簿の閲覧書きができるといふことに条文を見たら見えるわけですが、實際は何かこの程度のところまではできるんだ、例えば三分の三の株式を持つておる者は、ある会社からいぬのだとか、ちょっと私ら株式会社のことについては詳しくないから、おおよそ頭で整理できるような數字的なことで答弁していただけないでしょか。

合わせていないわけでございます。

そこで、試みに一般に公刊されている資料なんかで上場会社約二千社について当たつてみましたがところ、その資料には大株主の数が出てゐるわけござりますけれども、それによりますと大体一万一千人ぐらいではないか。現在、十分の一と

いうことになりますとこれは非常に少なくて、上場会社だけについて申しますと千三百ぐらいだということでございますが、それが一万一千になるということでございます。そういう意味では、これによつて株主の数がどのくらいふえるかという点について、多いと見るか少ないと見るかといういろいろな考え方があろうかと思ひますけれども、かなりの数の増加にはなるというふうに思つてございます。

基本的に、結局その持株要件をどう見るかという根本論にもかかわつてくるわけでございますけれども、御存じのように我が国では会計帳簿等の監査は株主総会で選ばれた監査役が見るという前提をとつておりますので、株主自身の直接の権利としてはかなり制約的なものになつておる、むしろ監査役がその機能を十分に發揮するということの方がより重要だといふふつとも言えるわけでございます。しかしながら、そうは申しましてもやはり株主の直接的な監査ということも大事でございますので、今回十分の一から百分の三といふうに緩和した、こういうことになるわけでございます。

○小森委員　おおよその見当はつきますが、要するに今まで三千三百ぐらいのが一万一千ぐらいだということですが、大手企業の株主とすれば、代表的な我が国の三百社なら三百社ぐらいのところを想定してもらつて、どの会社というきをしようか。

○清水(瀧)政府委員　大手の会社でいいますと、

恐らく大株主といつても五%以上持つてある株主というのは非常に少ないのではないか。だから、

3%ということになりますと、その中にかなりの株主の数が含まれてくるのではないかというよう

な感じがいたします。私ども、この持株要件の緩和というのは大手の会社だけではございませんで、株式会社一般について要件を緩和したわけでございます。

そこで、一番問題になりましたのがいわゆる上場会社以外の非上場の会社あるいは中小、小会社というのは余り問題にならないでございますけれども、中規模の会社、そういうところがまた一つの問題になつたわけでございますけれども、そういうところが比較的株主の数も少なくして、しかも一〇%とか二〇%を持つてゐる株主が多い、こういうような現象もある。株主の数自体が少なうございますので比率的には少ないということになりますが、最もれませんけれども、そういうような問題も実はあるわけでございます。中小企業の方から見ますと、要件を緩和し過ぎであるというふうな指摘も実はあつたわけでございまして、その辺の調整を考えながら十の一から百分の三にするということにしたわけでございます。

○小森委員　それは会社の経営者からすれば緩和し過ぎだということになるだろうし、会社の経理の不透明なこと、特にそれが政治と絡んで不透明ということになると、これは要するにその関係者は直接自分らの権利というものが行使できないばかりか、政治を毒されることによってまたもう一方も出るのでしょう。

しかし、これは審議の途中で申し上げるのはどうかと思いますけれども、やはり我々とすれば、今の代表訴訟の問題にしても会計帳簿の問題にこれから、立場によつて緩和し過ぎというような考え方をも出るのでしょうか。

○清水(瀧)政府委員　実は、会社法の中でも非常に大きな問題が株主総会の活性化ということです。要するに、株主というものは実はこれは会社法上はなつてゐるわけでございます。ところが、現実の我が国の株式会社の実態というのではなくておるのではないかというような指摘がかかるのが、現実の我が国が形骸化しておる、形だけのものになつておるのではないかというふうな意見もあります。

そこで、商法の改正の問題といたしまして、この問題をまず第一に取り上げたというのが昭和五十六年改正でございまして、株主総会の活性化といふ観點から、例えば株主の質問権を法定化するとかあるのは株主の提案権を法定化する。さらにいうのが近代社会の合理性というものではなかろうが、こういうふうに思ひますので、これは附帯決議などでお願いしようかと思ひておるが、将来に向かつてもつとよいものにしてもら

いたいということを申し上げたいと思つておるのですが、一応答弁は答弁としてお聞きしておきま

しょ。それで、この間どなたにもらつた資料であったかちょっと私は忘れましたけれども、ある大学の先生の書かれた資料を読んでおりましたら、かねてからテレビなどでも私はよく見ておつたのですけれども、株主総会が大抵の場合十五分か二十分钟左右で賛成、わあつて済む。それから、その大學の先生が分析されておるのを見ると、株主総会で全く発言なしというのが九四%。千六百四十八社について調べたら、千五百五十社が全く発言なし。これは何とか実際の血を通わせることをやらないかぬと思うのです。これは余談で、結論を出すわけじゃないけれども、これがやはり私が言うところの制度の封建性、封建的性質もちろんその制度の中から出てくるのですけれども、制度的な意味合いを持つ封建性、こういうふうに思うのですが、民事局長どう思われますか。

○清水(瀧)政府委員　実は、会社法の中で非常に大きな問題が株主総会の活性化ということです。要するに、株主というものは実はこれは会社法上はなつてゐるわけでございます。ところが、現実の我が国が形骸化しておる、形だけのものになつておるのではないかというふうに思つていてからされていたわけでございます。

○小森委員　総会屋の問題も出ましたので、ちよとこの際に一言触れておきたいと思ひます。が、総会屋をもつて株主総会における善良な発言を封するといふことも、それもあることはあるのかわらずそれが意図的に封じられておるのか、会社の経営がその辺については今後とも十分に見きわめていく必要があるのではないかというふうに思つてゐるわけでございます。

○小森委員　総会屋の問題も出ましたので、ちよとこの際に一言触れておきたいと思ひます。が、総会屋をもつて株主総会における善良な発言を封するといふことも、それもあることはあるのかわらずそれが意図的に封じられておるのか、会社の経営がその辺については今後とも十分に見きわめていく必要があるのではないかというふうに思つてゐるわけでございます。

ておるということがあるのではないかというよう

なことから、この議決権の行使に関するいろいろな利益供与をいたしますとそれが犯罪となるといふような、いわば総会屋対策をねらいとした商法の改正といふものを昭和五十六年にいたしたわけでございます。それによつて株主総会の活性化を図ろうとしたわけでございます。

私ども、直接見聞しているわけではございませんけれども、例えればドイツの株式会社の株主総会とあります。登食を挟んで一日がかりの株主総会あたりは、登食を挟んで一日がかりの株主総会とあります。株主と会社の執行部がちょうどいうものが開かれるといふようなことを聞いておられますので、そういうことを念頭に置きながら五六年改正をいたしたわけでございます。

しかしながら、その結果として相当株主総会が活性化したという評価もあるようございますけれども、なおまだそれほどではないというようなりますので、そういうことを念頭に置きながら五六年改正をいたしたわけでございます。

そこで、商法の改正の問題といたしまして、この問題をまず第一に取り上げたというのが昭和五十六年改正でございまして、株主総会の活性化と

は、株主総会が活性化していない、それほど十分な議論が行われていないという一つの背景にはいわゆる総会屋といふものがあるのではないか、企業の方で総会屋を使って善良な株主の発言を封じ

会社に搖さぶりをかける、こういうものではないかと思うのです。

それで、私は法務大臣にもこの点をよく聞いておいてもらいたいと思うのですけれども、実は盛んにえせ同和ということが言われた時期がありましたが、えせ同和。同和運動とか部落解放運動のえせというのが出てきたということを盛んに言われたことがあります。それで、私も十把一からげにされて、何かえせ同和のたぐいのように見られたり、困ったことがあるのですが、その総会屋どもが商法改正に基づいて締め出されたものですから、行き場がないものですから、今度は地方自治体に因縁つけに回り出したわけです。

それで、因縁つけるにすれば、手ごろな理屈が見つからぬものだから、おまえのところ、同和問題どういうふうにやつておるか、あれもせにやいけまいが、これもせにやいけまいがと言つて本当の解放団体でないものが全国六百ほど、同和といふことを名乗つた団体ができてきてそれがやり出した、こういう時期があつたのです。それとも、私はやはり我が国社会の持つ、またそれに対して少し恐れおののく自治体の主体性のないあり方でも我が国社会の前近代性じゃないか、こういうふうに思うのです。

これは大臣も現地調査をしていただきたいなど以前されておられまして、相当深い関心を持つておられると思いますので、もう余りえせ同和といふことは言わなくてはなりませんけれども、実は腹の底から言わせてもらいますと、法務省人権擁護局が、まともな運動とまともな運動でないのが、もちろん我々の運動が変なことをするのはそれはやはり許しておけないですから、それは運動としては手厳しいかなればいかぬ、こう思つておるわけです。しかしながら、では満足に一〇〇%いい点がつけられるかといつたらそうもいかない。我々の運動の過ちというものはあろうと思ひますけれども、巷間言われてきた問題はそういう

流れでなつてきておつた。この点をひとつぜひ御理解いただいておきたいと思います。

さて、経済の仕組みについて、なるべく透明性があるようにといふことを主眼に置いて質問してきたわけであります。日本とアメリカの貿易摩擦ということについて、私は日本の経済の構造なり会社のあり方の不透明性、要するにアメリカからいえば、日本の生産構造とか産業構造というものはアンフェアだ。要するに民主主義的に人権を守つていきよつたらそんなに国際競争力はつかぬはずだ、こういうことが腹の底にはアメリカはあると思うのですね。

その証拠には、構造協議の中をずっと読んみると、日本のこの商法のことについても、日本はやりおつたとはいふものの、向こうも指摘をするというのですから、そういう気がかりがあつて指摘しておるわけですが、もう随所に恣意という言葉が出てくる。恣意とか不合理性とか、そういう言葉がいっぱい構造協議の言葉の中で出てくるのです。これは日本のいわゆる前近代的な社会の立ちおくれですね。

明治の初めに気がついてみたら随分おくれておつたので、追いつけ追い越せていろいろやつたのだが、戦闘部隊の生産力を上げるというところはどんどん追いつけ追い越せでやつたけれども、生産力を上げるためにむしろ前近代性を使つたとおつたので、追いつけ追い越せていろいろやつたことは、これは自動車会社は自動車会社なりに、これが経済学的についところの言葉としては適当かどうか私は経済学の専門でないからわかりませんけれども、社内の保留分といいますか利益を、普通それは研究費用に物すごく充てる。何か研究費用に物すごく充てるということはいかにも近代的なことのようですが、そのかわり労働分配率が少ない、こういう問題と私はセットになつておると思うのですね。労働分配率が低いということとは、これは要するにアメリカとかヨーロッパ諸国に比べて日本はやはり低賃金ということでしょう。単位時間からいうたら安いということじやないですか。

そういうことからすると、日本の社会の経済の構造とか社会の全般的な仕組みというものと深くかかわっておることがアメリカとの貿易摩擦に具体的には現象しておる、こういう見方にはなりま

が、いわゆる日本の体質とアメリカの体質というのはどこにどういう問題があるか、そういう質問はどうでしょうか。

○大守説明員 日米摩擦というようなものの中には、相互の社会あるいは市場経済システムの差に基づくものがあるという認識は私ども持っております。ただ、それが必ずしも不透明性、あるいはアメリカのシステムがよくて日本のシステムが悪いといふものばかりではないようにも認識しております。

それから、貿易摩擦あるいは黒字問題との関係で申し上げれば、こうした日本市場の抱えるさまざまの問題点が黒字の一因になつているかと思いまますけれども、それ以外にもマクロ経済的な問題もありますかといふ認識を持っております。

○小森委員 それは日本の技術がすぐれておる、これはもう否定できないと思うのです。例えば自動車でもよく聞く言葉でなければ、燃費が安い、故障がない。アメリカ人が日本の自動車を買おうという気持ちになることは当然のことだと思いますね。しかし、そういう技術がよいということこと、それから今の燃費が安いというようなことは、これは自動車会社は自動車会社なりに、これが経済学的についところの言葉としては適当かどうか私は経済学の専門でないからわかりませんけれども、社内の保留分といいますか利益を、普通それは研究費用に物すごく充てる。何か研究費用に物すごく充てるということはいかにも近代的なことのようですが、そのかわり労働分配率が少ない、こういう問題と私はセットになつておると思うのですね。労働分配率が低いということとは、これは要するにアメリカとかヨーロッパ諸国に比べて日本はやはり低賃金ということでしょう。単位時間からいうたら安いということじやないですか。

具体的には、公共投資関係の中でいわゆる前倒し、これは五年度当初予算でお認めいただきまして、公共事業につきまして、上半期に七五%以上の施工を行つ。それに続きまして、公共投資そのものの拡大ということがございまして、これで公共

せんか。

○大守説明員 突然のお尋ねなのでデータを持つてまいりませんでしたけれども、確かにおつしやるよう、日本経済の体質というのがどちらかといえば生産を重視しております。国民生活の面をやもすれば軽んじたというような傾向があることは御指摘のとおりだと思います。

昨年につくりました経済計画でもその点の反省を込めて、今後の政策的な対応をしたいということをうたつておるところです。ただ、貨金水準につきましては、これは必ずしも国際的に先進国の中でも低い状況にあるということではないとをうたつておるところです。ただ、貨金水準につきましては、これは必ずしも国際的に先進国の中でも低い状況にあるということではないとをうたつておるところです。これは必ずしも国際的に先進国の中でも低い状況にあるということではないとをうたつておるところです。これは必ずしも国際的に先進国の中でも低い状況にあるということではないとをうたつておるところです。

○小森委員 労働時間がドイツと比べて年間五百時間も違うというようなことや、日本の生産力の高さというものが考慮に入れて、全体的に見て割安、こういうことを私言いたいのです。きょうは数字をもとに議論しようということは言つておりますませんから、大まかなところを、経済企画庁の考え方というものを聞いておきたいということで質問を申し上げたわけであります。

そこで、ついでに、この際ですから経済企画庁の方にお尋ねをしたいと思いますが、今度発表されました十三兆二千億の景気浮揚策、これの目玉は何ですか。

○筑紫説明員 お答え申し上げます。

四月の十三日にいわゆる新総合経済対策ということで閣議で新たな総合的な経済対策を決定したところをございます。



うなことにならないように、できるだけ多くの方々に公平性の観点から仕事が回るよう、こうしたことから、できましたら指名競争契約におけるそういう利点というものを利用することによってより的確な契約をするようなことに持つていければ、こういうふうに考えておるわけでござります。

ただ、御案内のとおり、指名競争契約も完璧なものではございませんで、いろいろ透明性あるいは競争性の確保ということからいろいろな改善を加えなければいけない、こういうことが私ども基本的な考え方でございます。

それで、三月の末に私どもの大臣の方から、指名競争契約の改善点、あるいは新しい指名競争契約であってもその中でいろいろ透明性あるいは競争性に配慮した新しい契約方式というものを発表いたしまして、これを実施していく、こういうふうに今考えたところでございまして、この具体的な指名競争契約のあり方あるいは新しい契約方式というものにつきましては、特に技術力を中心とする競争にしたらどうか、こういうことを考えておりまして、詳細につきましては、もう一人の技術担当の審議官の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

○小野(和)説明員 ただいま小野審議官の方から入札制度についてお話をいたしましたけれども、新しい入札制度につきましては、ただいま御説明申し上げましたように平成四年十一月の中央建設業審議会の答申において、現行の指名入札制度についてより一層の透明性、競争性を確保する観点から多様な入札契約方式の検討の必要性が指摘されております。

本答申を踏まえまして平成五年度から、今小野

審議官が説明しましたような新たな入札方式として、一つは技術情報募集型指名競争入札方式を大規模で技術的に高度な工事を対象にいたしまして具体的な箇所を定めまして実施することといったしまして、四月の五日に七十一カ所を公表

しております。

具体的な手続といたしましては、まず発注者が指名に先立ちまして工事内容の掲示を行います。対象ランクのすべての登録業者がこの工事内容に合わせまして、当該工事と同種工事の過去の実績配置予定の技術者、施工方法等からなります。技術資料を提出することでその工事に対する参加希望を表明することができるわけでございます。

この技術審査会で合格した業者はすべて指名委員会にかけられまして、不誠実な行為等がない限り指名されるということでございまして、建設業者がみずから意欲を持って幅広く自分で手を挙げて入札参加ができるという一般競争入札方式の透明性の長所を生かしますとともに、良質な施工を行いまして、競争力の確保というものもあわせて行うという方式でございます。

○小森委員 時間がもうほとんどありませんので指摘だけにとどますが、つまり技術力といふものによって今までの一般競争入札の弊害を除去するというか少しでも改めるということことは、一般競争入札の弊害というものは、つまり権力側、行政側がどの人を指名するかといういわば生殺与奪の権利を持つておって、それが一定のところであらいい回しをされるから談合するのです。今度はおまえとれ、おまえとれ、こうなるのですね。今度は技術力云々というとまたそれに輪をかけたことにならないのですが、それを言いたかつたために言うたんですけども、私は質問が下手だから、とうとう時間が来てしまって、残念ですけれどもまた機会を改めます。

そこで、最後に、きょう私の質問の予定は、監査のところまでいこうと思って、余談のことですが、つまり私企業といえども、会社といえども

これだけの世の中になってきたらそれは社会的責任ということが非常に大きな問題になってくると思うのです。それで次のときには、もう少し私時間がありますので、これから社債の問題にも入らしていただきますが、最後に一言民事局長に尋ねておきたいのは、そういう社会的責任というのは、会社の中の経理がうまくいくとあるとかいつておらぬとかというようなことだけではなくて、社会的正義というようなことが、監査役とか今度の監査役会、そういうようなことに今度の法改正といふものは想定されておるのかどうか、それをちょっとお聞かせください。

○清水(清)政府委員 会社の社会的責任という言葉がございまして、そういう意味での重要性が非常に強調されているわけでござります。私どもは会社の社会的責任というのは、結局会社が、これは会社法はもちろんのことでござりますけれども、いろいろ各種の法令といふものがございます。そういう法令を誠実に遵守して行動することがとりもなおさず社会的責任を果たすことにつながる、こういうふうに思っているわけでございます。

○浜野委員長 次回は、明二十一日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○小森委員 きょうはこれで終わります。どうもありがとうございました。  
○浜野委員長 次回は、明二十一日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。